

平成21年度

登米市まちづくり基本条例策定委員会活動報告書
(中間報告)



〔第1回委員会の様子〕

平成22年4月

登米市まちづくり基本条例策定委員会

【報告書目次】

はじめに	… 2頁
1 「（仮称）登米市まちづくり基本条例」制定の基本的な考え方	… 3頁
2 平成21年度の検討内容	… 4頁
(1) 平成21年度活動経過	
(2) 登米市まちづくり基本条例策定委員会のスタートに当たって（学習会）	
(3) 委員会の活動方向と運営の仕方（分科会・世話役会の設置）	
(4) 登米市総合計画と市民会議提言書及び登米市のあるべき姿	
(5) 条例の必要性や意義	
(6) 条例に盛り込みたい事項	
3 （仮称）登米市まちづくり基本条例の基本的な考え方	… 27頁
（条例素案：条例のたたき台）	
4 今後の活動計画（スケジュール）	… 28頁
5 資料編	… 32頁
(1) 登米市まちづくり基本条例策定委員会設置要綱	
(2) 登米市まちづくり基本条例策定委員会名簿	
(3) 「（仮称）登米市まちづくり基本条例」制定に向けた基本的な考え方	
(4) 委員会の活動経過（全体会議会議録）	

この報告書は、平成21年度における登米市まちづくり基本条例策定委員会の検討経過と現時点における活動内容を取りまとめたものです。

登米市まちづくり基本条例策定委員会

(中間報告)

はじめに

登米市まちづくり基本条例は、本市が推進する「協働のまちづくり」の理念を正しく踏まえて適切に実現するためのルールであり、本市まちづくりの最高規範として定めるものです。平成 21 年度に設置された登米市まちづくり基本条例策定委員会では、その条例の在り方について検討を重ねてきましたが、本報告書は 21 年度の中間報告として取りまとめるものです。

まちづくり条例は、市民・市民活動団体、企業、議会、行政その他の関係機関が、お互いの考え方を尊重しながら、平等かつ対等な関係のもとで発言して提案や意見交換を行い、協働でまちづくりを実現していくためのルールを定めるものです。そのために、それぞれの主体が協働のまちづくりに向けての姿勢や責務について触れることはもちろんですが、その前に、本市がどのようなまちづくりを目指すべきかを確認しなければなりません。本条例は、そのまちづくりを実現するための課題と方法の基本的方向を定めることが重要になります。まちづくりの方向が漠然としていたり、不明確のままですと、それを実現するための条例もあいまいで、意味の薄いものになります。条例の形や条文だけが美しくても、あまり役にたたない条例になってしまいます。

そこで、本委員会では、本市のまちづくりに必要な条例の在り方やその骨子を検討するために委員の力と時間を注いできましたが、ようやくその姿が見えてきました。このような努力の積み重ねによって、登米市らしい条例づくりが可能になるのです。

条例の骨子などは本委員会委員だけで検討・策定しても有効なものとはなりません。まちづくり条例はより多くの市民が理解し納得するものでなければ、効果的な制度を設けることもできなくなり、意味の薄い条例になってしまいます。したがって、まちづくりにとって有効な条例とするためには、より多くの市民の意見や要望をとらえることはもちろんですが、必要な方向性に対して十分な理解を得るための説明をして理解を求める努力を重ねることも重要です。その上分かりやすい表現と具体的な実現手法が盛り込まれることも重要です。

以上の考え方で取り組むことによって、市民に親しまれ、協働のまちづくりを推進するための有効な「ルールブック」としての条例づくりが可能になります。本委員会が必要かつ十分な時間とエネルギーを掛けて本条例の完成を目指して取り組むことに対して、関係各位のご支援をお願い申し上げます。

平成 22 年 4 月

登米市まちづくり基本条例策定委員会
委員長 山 田 晴 義

1 「(仮称) 登米市まちづくり基本条例」制定の基本的な考え方

登米市まちづくり基本条例策定委員会は、学識経験者5名、市民活動団体代表者5名、公募市民9名の計19名の市民委員で構成し、委員全員の多様な意見が出されるようワークショップ等の手法を取り入れながら活発な議論を行ってまいりました。

平成21年度の活動概要としては、全体会議5回のほか、委員間の議論の質を高めるため、私たち委員が、まずまちづくり基本条例の必要性や意義について学習を深める時間が必要と考え、世話役会3回、ワーキンググループ活動を2回、分科会3回など計12回の会議を行い、登米市らしいまちづくり基本条例の在り方について議論を重ねてきました。

本年度は、本市の目指すまちづくりに必要な条例の在り方やその骨子を検討するために、本市がどのようなまちづくりを目指すべきかの確認を行い、主に「条例の必要性や意義」、「条例の基本的な考え方」などについて検討しました。

当委員会における条例制定の基本的な考えとしては、まちづくり基本条例とは“自治”つまり、市民が主体のまちづくりに関する基本となる普遍的な事項を広く記載していくものであることを認識した上で、登米市民の皆さんに広く理解され、自分たちのまちづくりのルールだと共感をいただけるよう、次の事項を基本に、条例素案の骨子などを取りまとめるたたき台作成にあたることとしました。

【まちづくり策定委員会の基本姿勢】

- ・わたしたちのまちづくりの原点やよりどころとなる条例とします。
- ・わたしたち市民が主体のまちづくりを進めるための条例とします。
- ・わたしたちみんなの思いがひとつにまとまり共感できる条例とします。

以上により、登米市総合計画の目指す将来像や市民会議の提言書を踏まえた登米市らしい条例とします。

2 平成21年度の検討内容

(1) 平成21年度活動経過

- * WS（ワークショップ）とは：参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行なう研究・集会
- * WG（ワーキンググループ）とは：作業部会。特定の問題の調査や計画推進のためにも設けられた部会

区分	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回(H22)
全体会議	H21.11.6 ・設置と役員選任 ・学習会 ・今後の運営の仕方	H21.11.25 ・基本的な考え方 ・WGの設置	H21.12.21 ・分科会の設置 ・検討テーマ設定 ・条例の概観	H22.1.27 ・分科会の検討結果 ・条例に盛り込みた い事項	H22.3.23 ・検討の取りまとめ ・条例素案のたたき 台の作成 ・次年度の運営	H22.4.14 ・検討結果の取りま とめ
自主活動	世話役会議 H21.12.3 ・今後の運営計画 ・会議の進め方	H22.2.4 ・分科会の設置 ・検討テーマの設定	H22.4.5 ・検討の取りまとめ			
	ワーキンググループ活動 (WS) H21.12.10 ・市総合計画、市民 会議提言書の研 究 ・条例の必要性や意 義について	H22.1.21 ・WSの進め方 ・目指すまちづくり の方向				
	分科会 H22.2.10 ・分科会の設置 ・検討テーマ設定	H22.2.25 ・テーマ別検討	H22.3.12 ・テーマ別の検討 ・条例に盛り込みた い事項			
平成21年度の検討結果の取りまとめ						

(2) 登米市まちづくり基本条例策定委員会のスタートに当たって（学習会）

分権時代にふさわしい登米市の自治の確立を目指し、市民参加や協働など市政運営の基本となる事項を定めるまちづくり基本条例について、まず、私たち策定委員が学習し理解を深めることから始めました。

はじめに山田委員長から条例をつくる意義など、各委員が検討のスタートを切るための原点となる基礎的な説明を受けました。以下は、その内容です。

■本委員会の役割

○市民会議の成果（提言書）を踏まえる

- ・ もう一度、別の目で、再確認・検証
- ・ 成果・蓄積を生かす

○何のための条例か

- ・ この条例でどんな問題を解決したいのか
- ・ どんな課題や目標を達成・実現したいのか

○この委員会の役割は？

■登米市らしい条例とは

⇒ それは、つくり方から

- ・ 地域名、地域資源が散りばめられることだけが、
登米市らしさではない
- ・ つくり方（策定体制とこれを支える組織、進め方）で決まる
- ・ 目指すことが具体化することで、登米市らしさが生まれるはず
- ・ したがって、何を指すかが重要

（山田委員長作成資料から抜粋）

(3) 委員会の活動方向と運営の仕方（分科会・世話役会の設置）

全体会議での限られた時間で、条例の必要性・意義の理解や基本理念や制度、仕組みまで検討することは困難です。委員の自主活動として分科会や世話役会を設置し検討を深めながら取り組んできました。

ワーキンググループの検討内容について

I ワークショップの研修と実践（講師：足立委員）

テーマ「委員どうしの学びのルール」

「条例を市民のものとするルール」

－ 45分－

「委員どうしの学びのルール」と「条例を市民のものとするルール」をテーマにワークショップの研修と実践を行います。

※今後、ワーキンググループが主体的に検討を進めていくため、各委員によるワークショップ手法の修得を目的に行います。

II ワークショップの検討テーマと手順

テーマ「条例に盛り込みたいことのグルーピング」

－ 45分－

「条例に盛り込みたいこと」をカード（ポストイット）によりグループ毎に次の要領でグルーピングを行います。

- (1) 模造紙にカードをグループ分けし貼り付けます。
- (2) 関連するグループや対立するグループ、原因や結果の関連性を一目でわかるような表現を行います。
- (3) 最終的な結論、結果を導き出します。（3グループ程度に分類）
- (4) グループ毎に発表を行います。

テーマ「各グループでのグルーピングをもととした分科会テーマの設定」

－ 30分－

「各グループでのグルーピング結果」をもとに、検討委員会全体としての、検討テーマの設定を行います。

分科会の構成イメージについて

■ 基本的な考え方

- ① 各6名程度の3分科会とする
- ② 各分科会の作業量を平準化する
- ③ 市総合計画のまちづくり6つの方向、市民会議提言書及び委員の意見を集約し、先行自治体に共通する項目などを参考にしながら決定する。

例えば…

〇〇分科会	前文
	総則 条例の目的、用語の定義、位置づけ
	自治の理念、自治の基本原則

〇〇分科会	市民の権利・役割
	議会の役割・責務
	執行機関の役割・責務

〇〇分科会	市政運営の仕組み
	(市民協働) 市民協働、情報の共有、市民参加・参画など
	(執行機関) 総合計画、行政評価、財政運営 など

他自治体事例（条例）の主な項目と内容
【項目（例） 規定内容, キーワード（例）】

項目		規定内容・キーワードなど
前文		自治の地理的条件、これまでの自治の歴史、 市政の信託、自治体の自立（国や県と対等の立場） 自治の基本理念
条例の目的		自治の基本理念・基本原則の確認、市民自治の確立 自治に関する基本的事項の規定
自治の基本理念		市民福祉の向上、豊かな地域社会の実現 基本的人権の尊重、市民自治・住民自治の実現 平和の追求
自治の基本原則		市民自治・住民自治、団体自治、市民協働 情報共有
条例の位置づけ		最高規範性、まちづくり基本条例の趣旨の尊重 他条例とまちづくり基本条例との整合性
定義	市民	住民（居住者）、通勤者、通学者、 有権者、外国人、子ども、 自治会、地域まちづくり組織、コミュニティ ボランティア、NPO、企業（事業者）
	協働	対等の立場、相互の信頼と合意 役割と責任の担い合い、特性や能力の発揮 連携・協力
市民の 権利責 務	一般市民	市政参加の権利、市政サービスを受ける権利 市政に関する情報を求めることができる権利 発言・行動に対する責務、負担分任義務（納税等）
	企業（事業者）	地域との調和、社会的責任（環境配慮等） まちづくりへの寄与
議会の役割・責務		議決機関、市政運営の監視、条例の制定
執行機関の役割・責務		市長・職員の役割・責務、法令に基づく事務の執行 情報提供、説明責任 持続可能な市政（効果的・効率的な行財政運営）
行政経営		計画（総合計画等）、行政評価、健全財政
市民協働		情報提供、情報公開、個人情報保護、 多様な参加機会の整備、政策形成過程への参加、 審議会・懇談会への参加、市民の意見表明

(4) 登米市総合計画と市民会議提言書及び登米市のあるべき姿

総合計画の策定や市民会議提言書などこれまでの取り組みや成果を基礎に、まちの目指す姿やまちづくり方向など検討を進めてきました。

登米市まちづくり基本条例策定委員会 第1回ワーキンググループ

ワークショップ記録②

～ワークショップ内容～

○登米市総合計画に定める6つの基本方向毎に分類を前回意見に不足する分の追加を行った。

○6つの基本方向

・うるおい・活力・やすらぎ・ゆとり・ふれあい・協働

～ワークショップ結果～

A班

うるおい

- ・コジェネレーション
- ・新エネルギー（風力・バイオ）太陽熱の活用
- ・3R活動（リユース、リデュース、リサイクル）
- ・河川のビオトープ化
- ・自然環境の復活
- ・自然環境（動植物の保護）

活力

- ・観光資源の創造と掘り起こし
- ・グリーンツーリズム
- ・特産品PR観光型にはまるPR方法
- ・旧地区にこだわらない
- ・有名人の活用！！してよかったらやってみたい
- ・地産地消
- ・登米市ブランドの育成
- ・地場産業の創出
- ・肉牛の一ブランド化
- ・市民バスの運行見直し
- ・登米市の顔をつくる

ふれあい

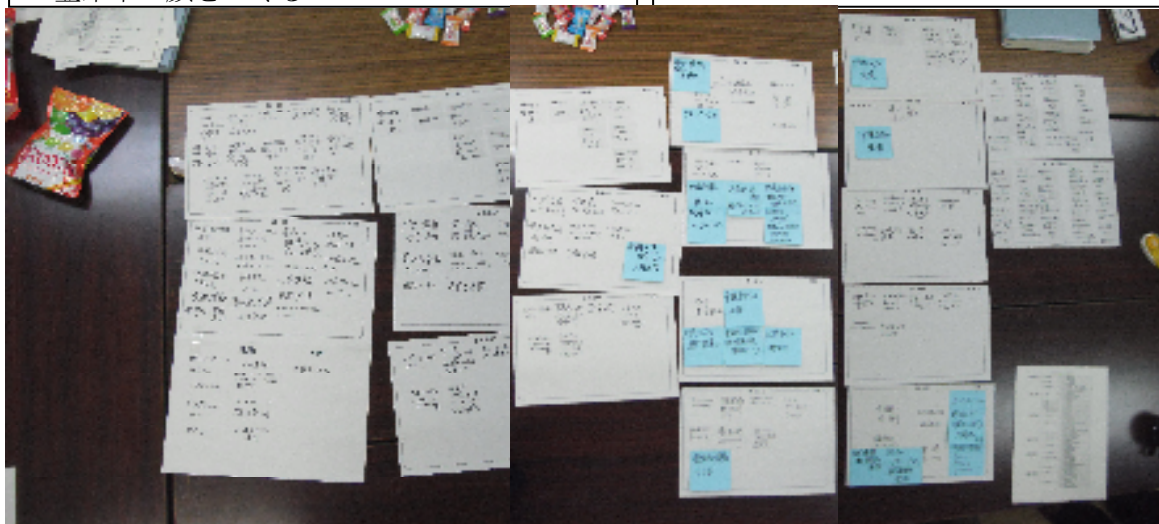
- ・登米市大使任命などの人材活用

やすらぎ

- ・行政サービスの充実
- ・介護施設の整備

ゆとり

- ・景観条例が必要
- ・公共トイレの衛生化
- ・登米市に見合った市民の交通手段（独自ルート）



B班

うるおい

- ・新エネルギー導入支援
- ・低炭素地域社会実現のためにバイオエネルギーの導入を各集落で
- ・生ゴミを堆肥化して田畑に還元するためのシステム構築
- ・アダプトプログラムによる緑地保全
- ・伊豆沼、内沼、長沼の環境整備
- ・持続可能な自然環境の創造のための人的ネットワークづくり

活力

- ・登米の子どもたちが全員市域で就業できるような産業施策の実施
- ・若者起業支援プロジェクト仕事がないなら仕事を創ろう！
- ・ベンチャー企業への手厚い支援を考慮する
- ・長沼、伊豆沼を中心としたグリーンツーリズムでの誘客！！
- ・観光コースの選定PR
- ・観光施設周遊バスの運行
- ・フートピア公園にフルーツセンター構想の計画があればいいナァ
- ・エコ・グリーンツーリズムの延長での民泊（アジア大会時のデータ利用）
- ・二次産業の推進
- ・登米産木材の優先利用
- ・間伐材利用の商品開発
- ・空き校舎の活用
- ・空き店舗活用の支援強化
- ・ラウンド対策費の再構築！！正直者が馬鹿を見る事がないよう
- ・登米アウトレットモール（野菜規格外品）
- ・農業体験
- ・第一次産業の担い手づくりを目指した都市間交流（グリーンツーリズム）の実施
- ・交流人口拡大プロジェクト特にお米や野菜を買いに来てくれる人を増やす

やすらぎ

- ・障害者自立支援
- ・福祉事業者間の連携
- ・共生型サービス推奨
- ・小学校空教室への老健施設の導入！！
- ・自殺対策支援活動
- ・ボランティアの育成
- ・安心安全な遊び場の確保（特に屋外）
- ・救急医療体制
- ・“みとり”に向けた医療体制
- ・訪問看護・往診医療の充実

ゆとり

- ・向3軒両隣
- ・介護老人を同居させた家庭への優遇措置。住宅建設時の補助金等
- ・土地利用システムに地域住民の合意形成を取り入れる
- ・休耕田の再活用
- ・まち全体の緑化運動（美しいまち）
- ・市所有地（空き地）の貸出し有効活用
- ・地域コミュニティの“足”のネットワーク化
- ・市民SNSの活用
- ・タウンモビリティの確立！！ハブ拠点の構築
- ・市民バス路線
- ・通院、リハビリ等の交通手段の整備
- ・景観条例の策定→ラウドスケープ保持の方向
- ・景観を大事に

ふれあい

- ・伝統行事の継承
- ・郷土史を教材とした学習の実施

グループワーク記録 「条例に盛り込みたいこと」分類作業

A班（足立千佳子委員、阿部泰彦委員、鈴木みつ子委員、佐々木恵子委員、佐藤憲一委員、蓬田恵美子委員）

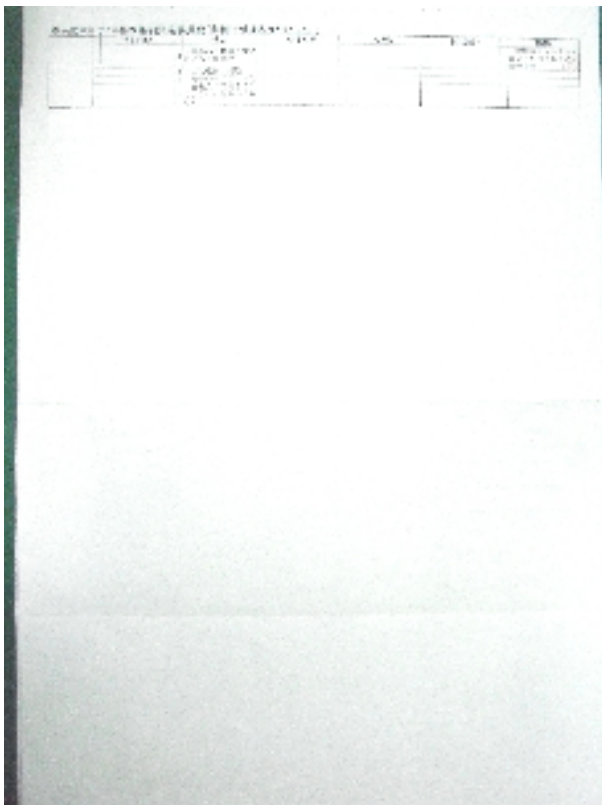

A班：感想

ABC分類の共通認識に手間取った。始めたら何となく分かってきて終わりのほうは1項目2秒で決めた。Aは条例にきちんと入るもの、Bはその結果出てくる果実や手法、他に気付いた点としては、うるおいからふれあいまでは権利と責務がA、その他はほとんどがBときれいに分かれた。協働だけはほとんどがAだった。いかに協働の項目を文言にするかが大変だと思った。



グループワーク記録 「条例に盛り込みたいこと」分類作業

B班 (山田晴義委員長、伊藤寿郎副委員長、津花美加副委員長、白石弘美委員)



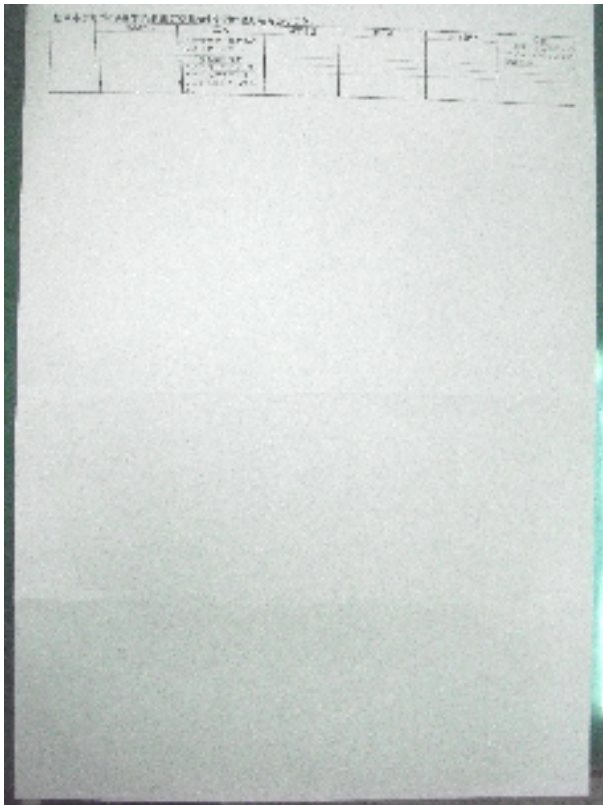
B班：感想

時間の半分を一番上の欄でつかってしまった。途中から文言として載る部分についてのイメージが分かってきてからは早くなった。協働についてはほとんどが載せなくてはならないと判断した。具体的に文言にするにはまだまだ噛みくわいていくことが必要。イメージの共有に留まった。



グループワーク記録 「条例に盛り込みたいこと」分類作業

C班（及川 貢委員、遊佐正克委員、大森敏雄委員、三浦信一委員、佐々木良子委員）



C班：感想

言葉の解釈の難しさがあらためて実感させられた。各項目から一つずつピックアップした。うるおいは「環境」、活力は「観光」、やすらぎは「安全安心のまちづくり」、ゆとりは「夢のあるまちづくり」、ふれあいは「教育の推進（親も子も）」、協働「登米市民としての共通のルール」とした。



(5) 条例の必要性や意義

登米市のみんなが元気ががんばれるような、まちづくりのルールや約束として条例の必要性や在り方などの検討を行いました。

登米市まちづくり基本条例策定委員会 第2回ワーキンググループ
ワークショップ記録

～ワークショップ内容～

○第4回策定委員会時のワークショップから引き続き、A・Bグループ毎にグルーピングを行った。

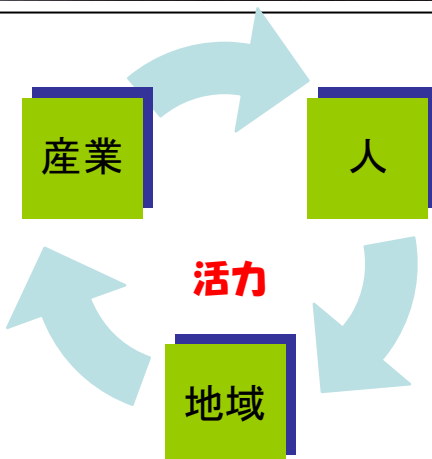
～ワークショップ結果～



Aグループ

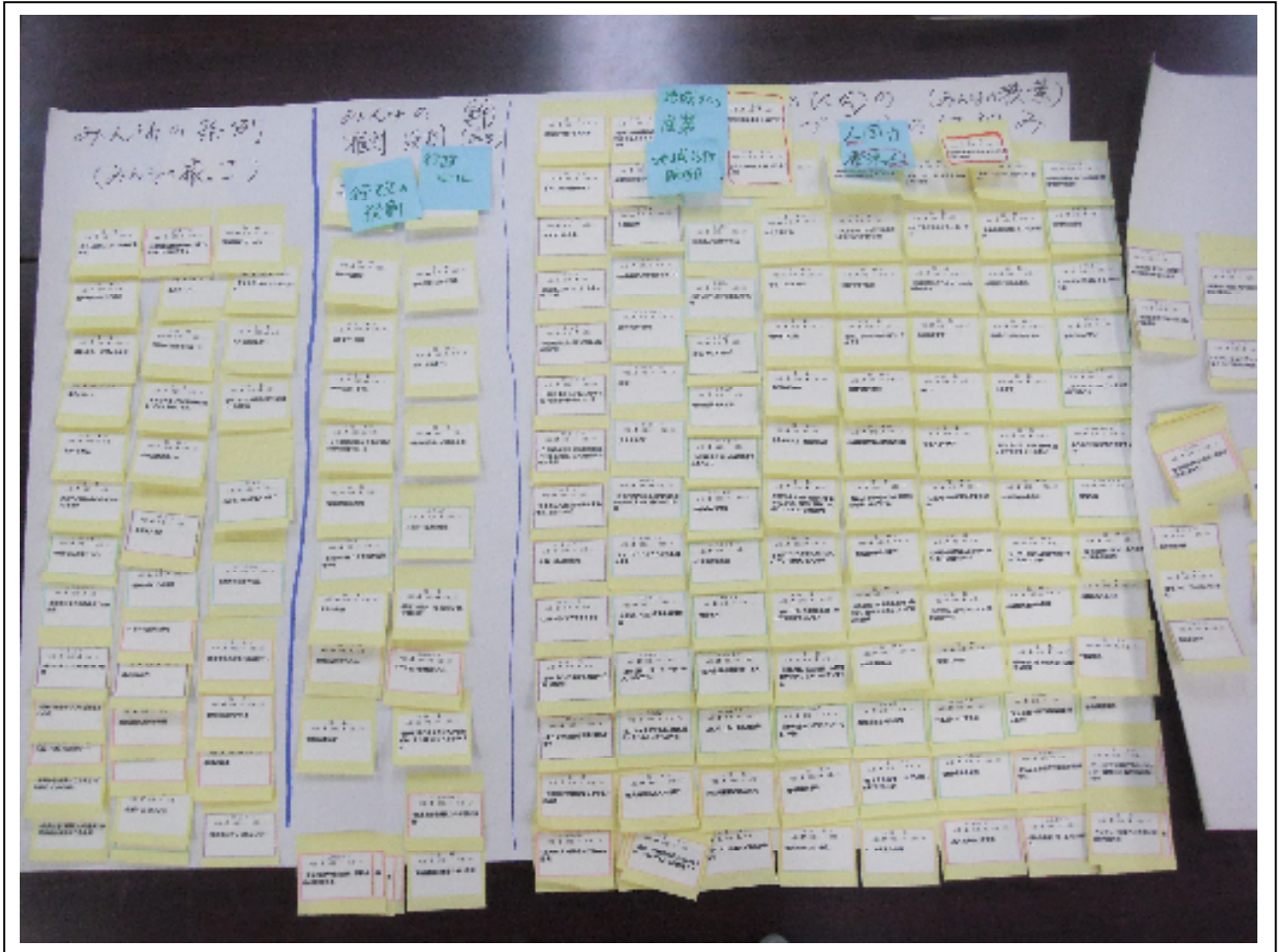
- ・ゆたか
- ・美しい
- ・夢
- ・種
- ・花
- ・実

- ・ないうわい
- ・えにし
- ・つながり



- ・教育
- ・ふれあい
- ・やすらぎ
- ・子作り
- 子育て
- 人づくり
- ・いたわり
- ・子ども
- ・老人
- ・医療
- ・心のうらおい
- ・弱者→福祉

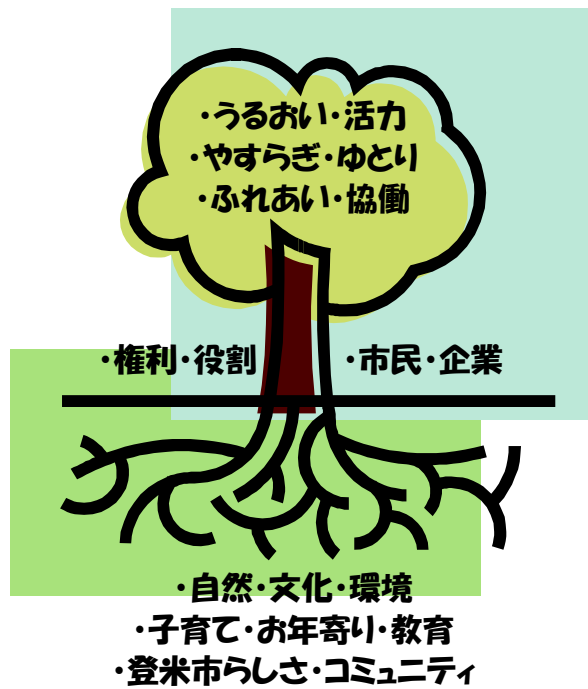
Bグループ



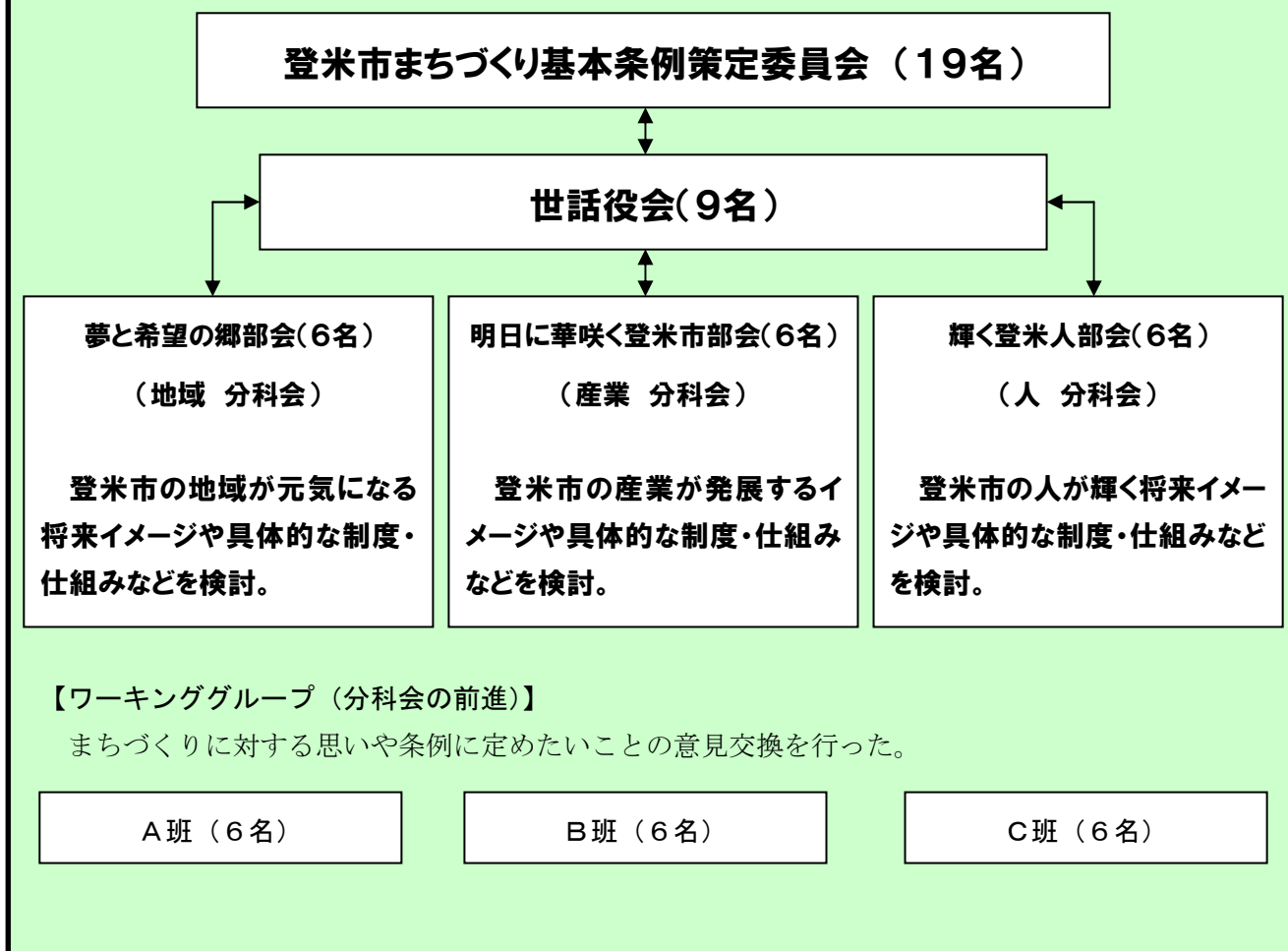
**みんなの条例
(みんなの根っこ)**

**みんなの権利、役割
(みんなの幹)**

**みんなのための
まちづくりの仕組み
(みんなの枝、葉)**



【策定体制図】



■各主体の役割

1 登米市まちづくり基本条例策定委員会

「(仮称) 登米市まちづくり基本条例」素案の作成及び提言を行うための組織。
構成は、学識経験者、市民活動団体の関係者、公募により選出された市民の19名です。

2 世話役会

全体会議における効果的な議論を期すためワーキンググループを設置し、その活動にあたっては、今後の運営や検討事項の整理を行うため世話役会を設置した。

世話役会では、委員の自主活動であるワーキンググループ及び分科会での議題や検討課題の整理など円滑な運営等を行うための事前協議を行った。

3 ワーキンググループ及び分科会

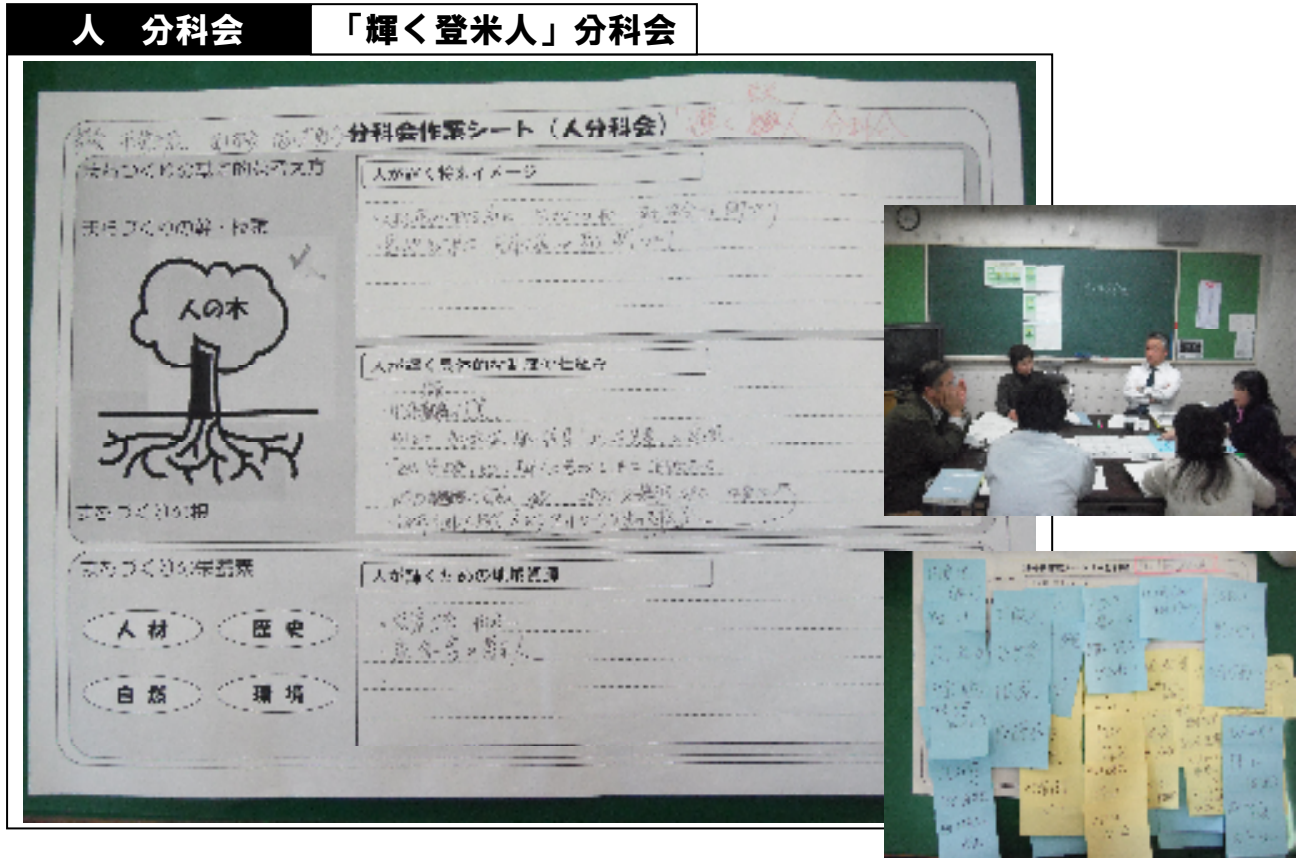
ワーキンググループで検討作業を行い、テーマを整理したうえで分科会での協議を行った。
また、分科会の設置に際し世話役は、分科会の役員、委員会の運営委員及び提言書検討委員を兼ねる。

登米市まちづくり基本条例策定委員会 第1回分科会
ワークショップ記録

～ワークショップ内容～

○人・地域・産業の各分科会に分かれ、別紙作業シートによりワークショップを行った。
(出席委員の少なかった地域分科会と産業分科会は合同によりワークショップを実施。)

～ワークショップ結果～



部長

副部長

人が輝く未来イメージ

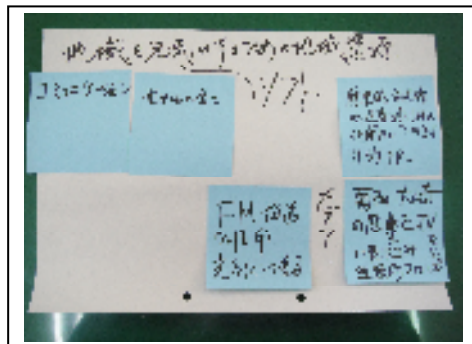
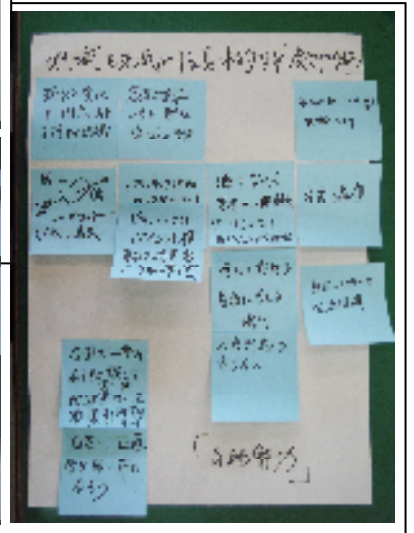
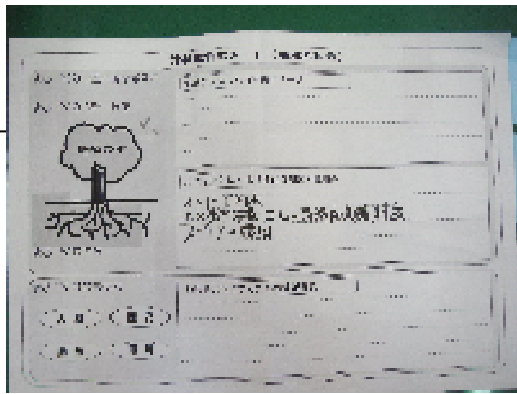
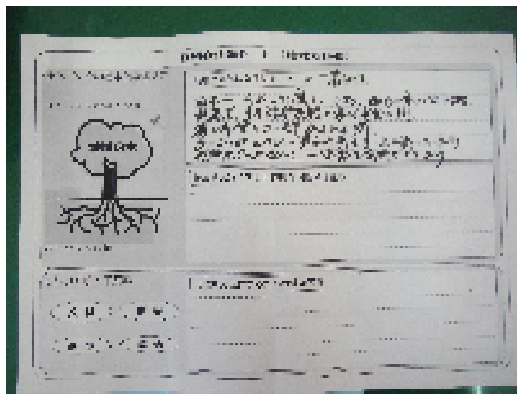
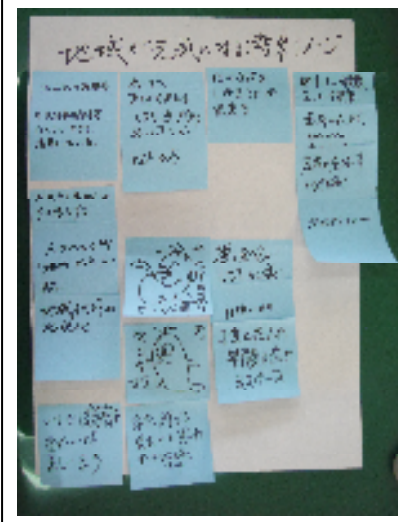
- ・人生を豊かに生きる為に生きがいがあって安心安全なまちづくり。
- ・思いやりがあってたすけあいがある町づくり。

人が輝く具体的な制度や仕組み

- ・生涯学習の充実。
- ・例として登米市版課外授業「ようこそ先輩」の実現。
- ・「とめ夢大使」として有名人の皆さんとともに活性化していく。
- ・NPOの育成及びNPOを支援するNPO並びに人的ネットワーク充実の支援
- ・とめ市自由大学。

人が輝くための地域資源

- ・伝統工芸、伝承。
- ・産・学・官の著名人。



部長

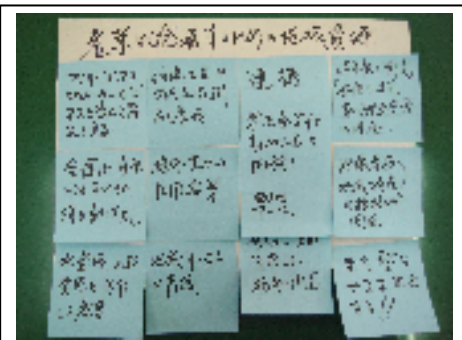
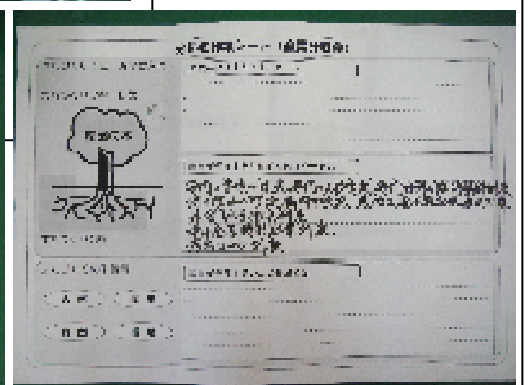
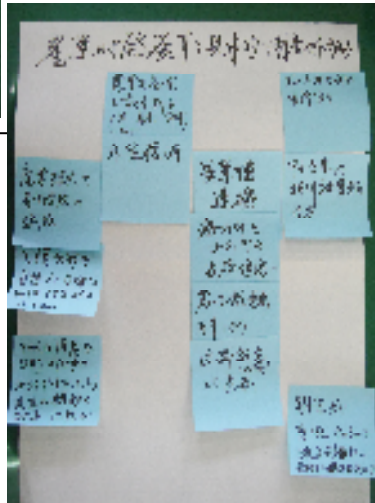
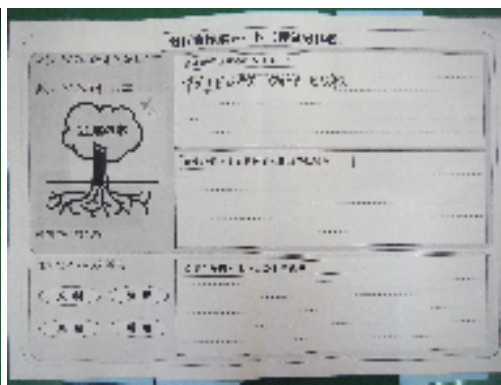
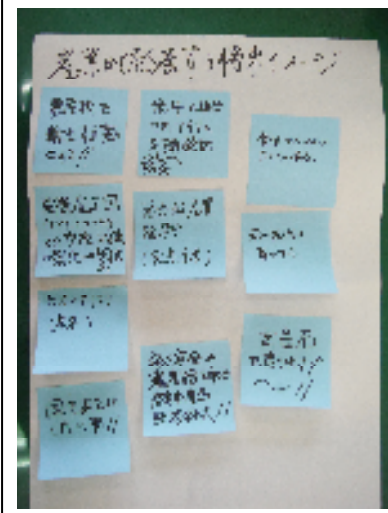
副部長

地域が元気になる将来イメージ

- ・日本一きれいな美しいまち。誰もが来たくなる街。
- ・健康で、生き生き暮らせる笑顔の安心安全の街。
- ・夢と希望とユーモアあふれる郷。
- ・あいさつがとびかい声かけあえるふれあいのまち。
- ・地域交流が盛んで、一体感を意識できるまち。

地域を元気にする具体的な制度や仕組み

- ・オンリー1制度。
- ・ボランティア活動、コミュニティ活動支援制度。
- ・メディアの活用。



部長

副部長

産業が発展する将来イメージ

- ・ アグリビジネス、ウォータービジネス。

産業が発展する具体的な制度や仕組み

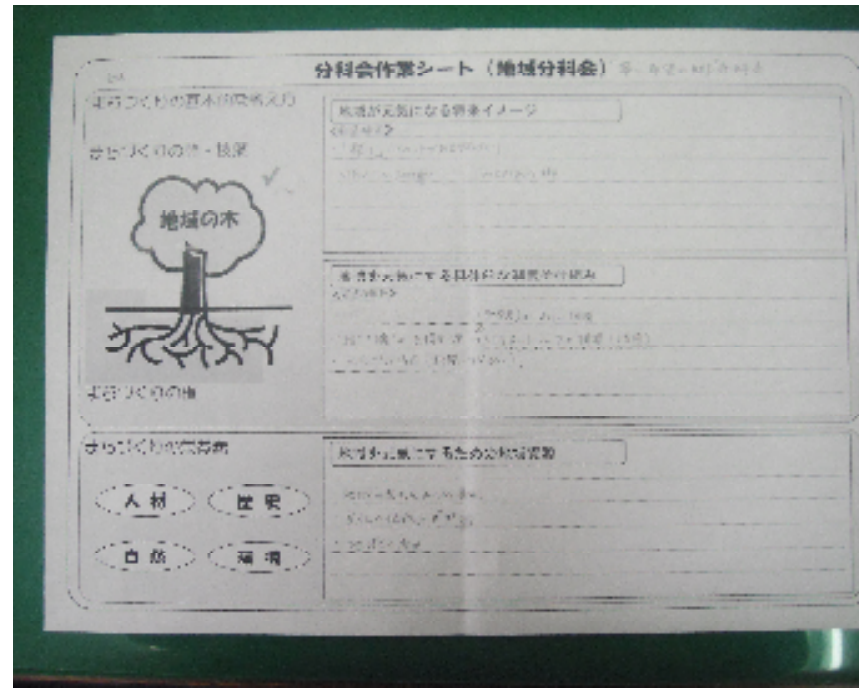

- ・ 専門学校を設置。専門の人材育成。専門分野の臨時講師制度。
- ・ 海の町、山の町、近隣都市交流、農商工異業種交流推進制度。
- ・ 外貨獲得推進制度。
- ・ 中小企業特別融資制度。
- ・ 若者雇用制度。

登米市まちづくり基本条例策定委員会 第2回分科会
ワークショップ記録

～ワークショップ内容～

○地域・産業の各分科会に分かれ、別紙作業シートにより前回（第1回分科会）不足分のワークショップを行った。（出席委員の少なかった人分科会は実施せず。）

～ワークショップ結果～

地域 分科会	「夢と希望の郷」分科会
	

部長 及川 貢 委員 副部長 白石 弘美 委員

地域が元気になる将来イメージ

- ・日本一きれいな美しいまち。誰もが来たくなる街。
- ・健康で、生き生き暮らせる笑顔の安心安全の街。
- ・夢と希望とユーモアあふれる郷。
- ・あいさつがとびかい声かけあえるふれあいのまち。
- ・地域交流が盛んで、一体感を意識できるまち。

<今回追加>

- ・「祭り」イベントがあるまちづくり。
- ・いたわりと助け合い。みとめあう郷。

地域を元気にする具体的な制度や仕組み

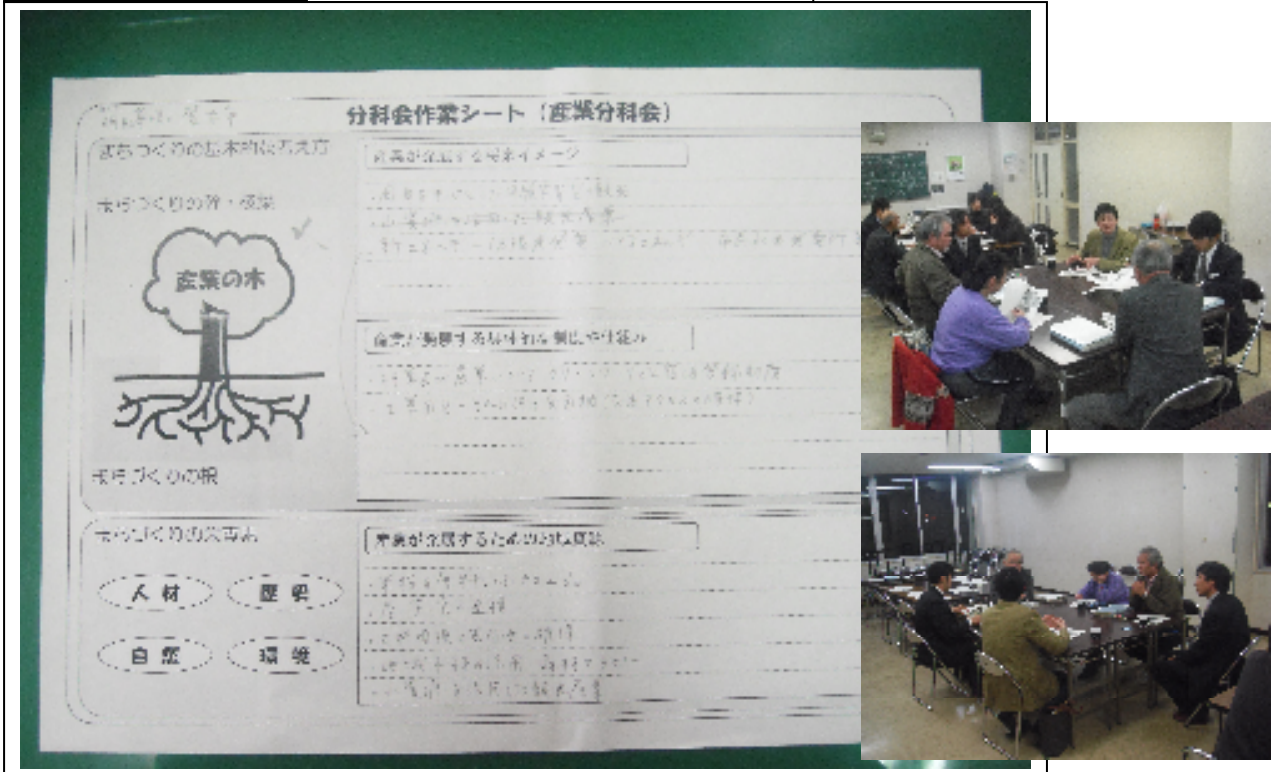
- ・オンリー1制度。
- ・ボランティア活動、コミュニティ活動支援制度。
- ・メディアの活用。

<今回追加>

- ・“結”“講”の支援制度 → 人的ネットワークの構築。（活用）
- ・メディアの活用。（新聞、TV、etc）

地域を元気にするための地域資源。

- ・地域の足元を見つめ直す。
- ・文化の伝承→「祭り」。
- ・地域の歴史。



部長 三浦 智 委員 副部長 海老名 康和 委員

産業が発展する将来イメージ

- ・アグリビジネス、ウォータービジネス。
- <今回追加>
- ・風車を中心とした体験学習型の観光。

産業が発展する具体的な制度や仕組み

- ・専門学校を設置。専門の人材育成。専門分野の臨時講師制度。
- ・海の町、山の町、近隣都市交流、農商工異業種交流推進制度。
- ・外貨獲得推進制度。
- ・中小企業特別融資制度。
- ・若者雇用制度。

<今回追加>

- ・林業及び農業についてグリーンツーリズム宿泊登録制度。
- ・工業用地とそれに伴う交通網。(交通アクセスの確保)
- ・新エネルギー。(太陽光発電、バイオエネルギー、市民水力発電所等)

産業が発展するための地域資源

- ・米粉を原料とした加工品。
- ・産・学・官の連携。
- ・大規模工業用地の確保。
- ・地域木材の活用、森林セラピー。
- ・小規模を活用した観光産業。

第5回登米市まちづくり基本条例策定委員会
ワークショップ記録

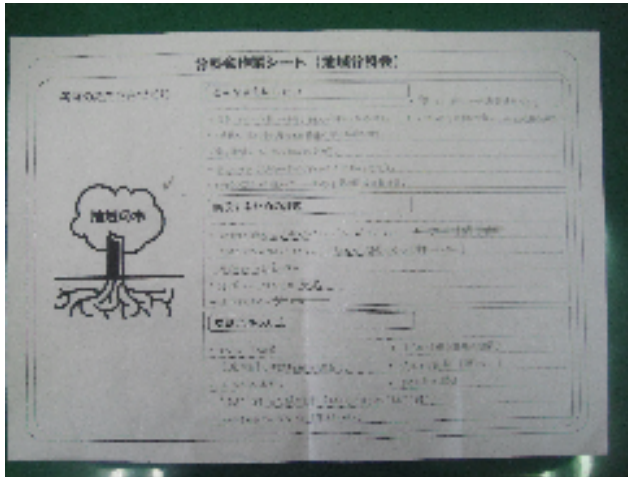
～ワークショップ内容～

○地域・産業の各分科会に分かれ、別紙作業シートによりワークショップを行った。

～ワークショップ結果～

地域 分科会

「夢と希望の郷」分科会



どんなまちにしたい

- ・日本一きれいなうつくしいまち。誰もが来たくなる街。
- ・健康で生き生き暮らせる笑顔の安心安全の街。
- ・夢と希望とユーモアあふれる郷。
- ・あいさつがとびかい声掛け合えるふれあいのまち。
- ・地域交流が盛んで一体感を意識できるまち。

実現するための課題

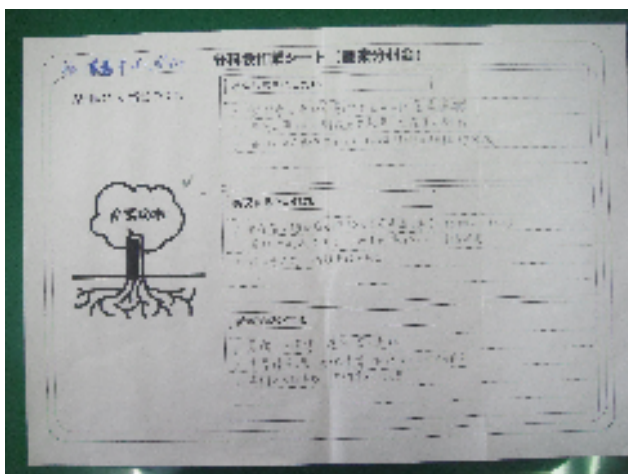
- ・地域の特性を生かせていない。“たくみ”がない。
- ・ボランティア活動やコミュニティ活動が活発でない（活動していない）
- ・外部からの支援がない。
- ・近隣とのつながりの衰退。

課題実現の方法

- ・オンリー1制度
- ・支援制度（中間支援組織制度等）
- ・メディアの活用
- ・“結”“講”の支援制度（時代に則した“結”“講”）
- ・みつけれない宝さがし（素材さがし）
- ・ITの活用（情報の活用）
- ・文化の伝承（祭りなど）
- ・地域の歴史

産業 分科会

「明日に華咲く登米市」分科会



どんなまちにしたい

- 1 登米市の地域資源を生かした産業振興
- 2 市民の英知と創造力を結集した産業の創出
- 3 地域の人財を生かした伝統技術の継続的発展

実現するための課題

- 1 生産者と販売者の情報の共有不足（需要と供給のバランス）
- 2 英知や創造力を吸い上げる土壌がない。支援不足
- 3 担い手不足。情報発信の手法

課題実現の方法

- 1 農商工の連携、産学官の連携
- 2 異業種交流、地域連携、制度やしくみの確立
- 3 専門の人財育成、専門学校を設置

(6) 条例に盛り込みたい事項

委員全員の考え、日ごろの活動からの思いなど意見を活発に出すためワークショップなどのグループワークと全体会での意見交換を効果的に配し検討を進めてきました。

- ・テーマ：「まちづくり基本条例に盛り込むべきと思うこと。」
- ・進め方：次のⅠ、Ⅱによって進めます。

Ⅰ ワークショップの進め方

ステップ① 役割分担の決定

- ・進行役、記録係を話し合って決定します。

ステップ② テーマに関する意見の提示

- ・決まった時間内に、テーマごと自分の意見をカードに書き出します。
- ・意見はできるだけ簡潔に箇条書に、枚数多く書き出します。
- ・それぞれのカードを読み上げながら模造紙の上に貼り付けます。
- ・ほかの人の付箋と内容が同じものは、そのカードを重ねておいていきます。
- ・参加者全員がカードを出しつくすまで作業を繰り返します。

ステップ③ まとめ

- ・模造紙上のカードをグループごとに線でくくります。
- ・関連するグループや対立するグループ、原因や結果の関連性を一目でわかるような表現を行います。
- ・最終的な結論、結果を導き出します。

ステップ④ 全体発表

- ・グループごとにまとめた結果を全体に対して発表します。

Ⅱ ワークショップのルール

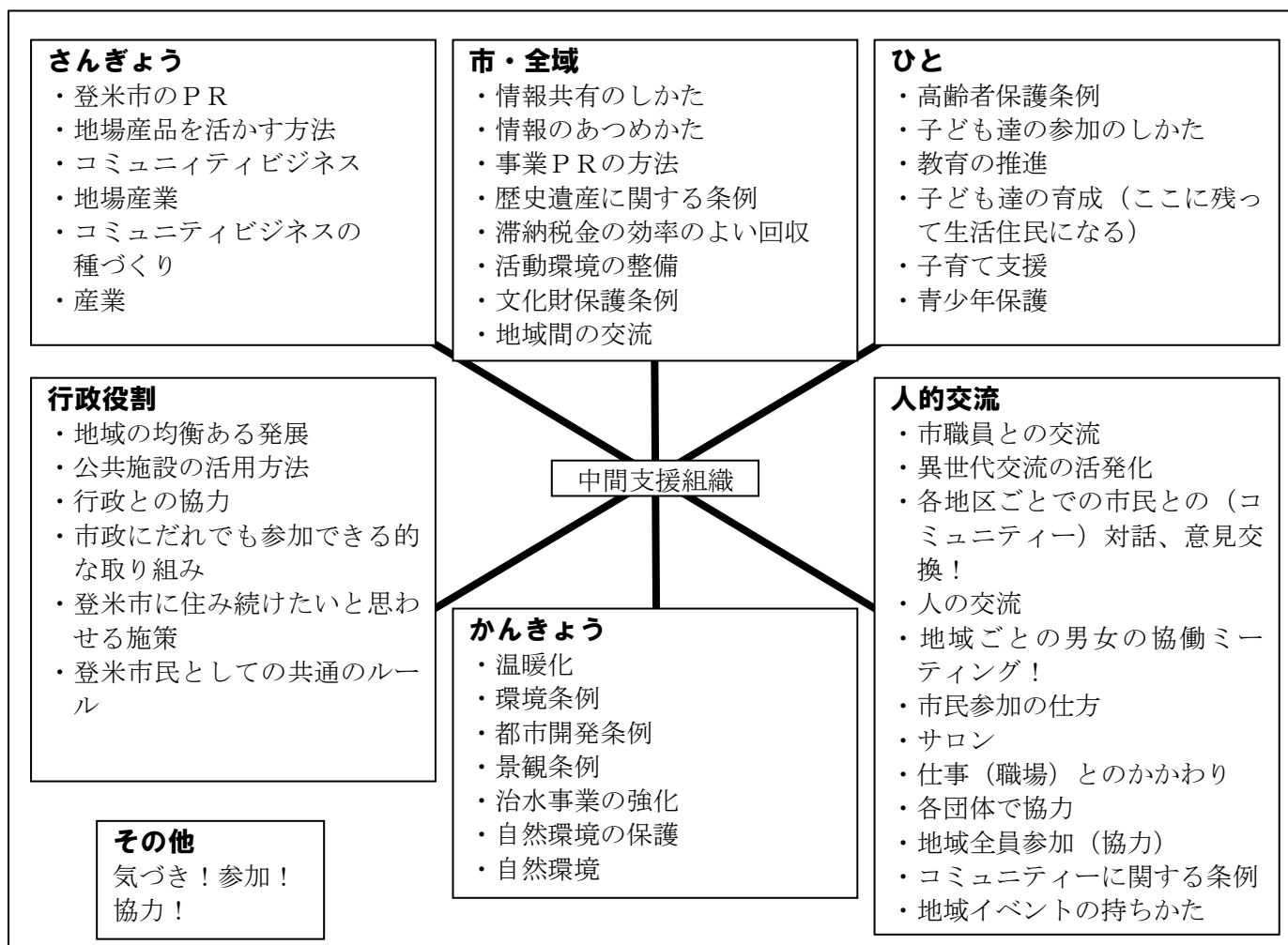
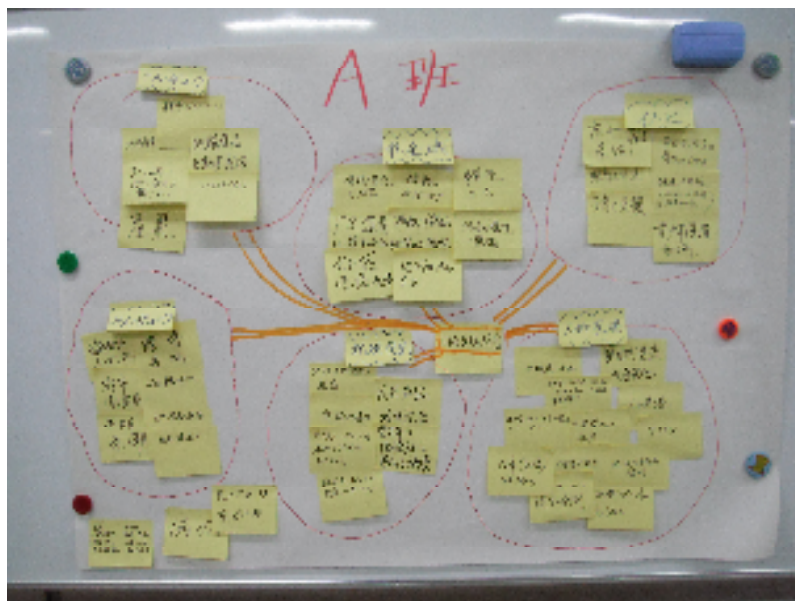
効果的にワークショップを行うには、守るべきルールがあります。

ワークショップのルールを以下に示します。

- ①リーダー（進行役）の進行に従うこと
- ②意見を共有する姿勢で臨むこと
- ③時間内でよい討論ができるよう、
グループ全体で協力し合うこと
- ④他のメンバーの意見を批判しない
- ⑤趣旨に関係のない意見は省く
- ⑥ひとりで3分以上話し続けない

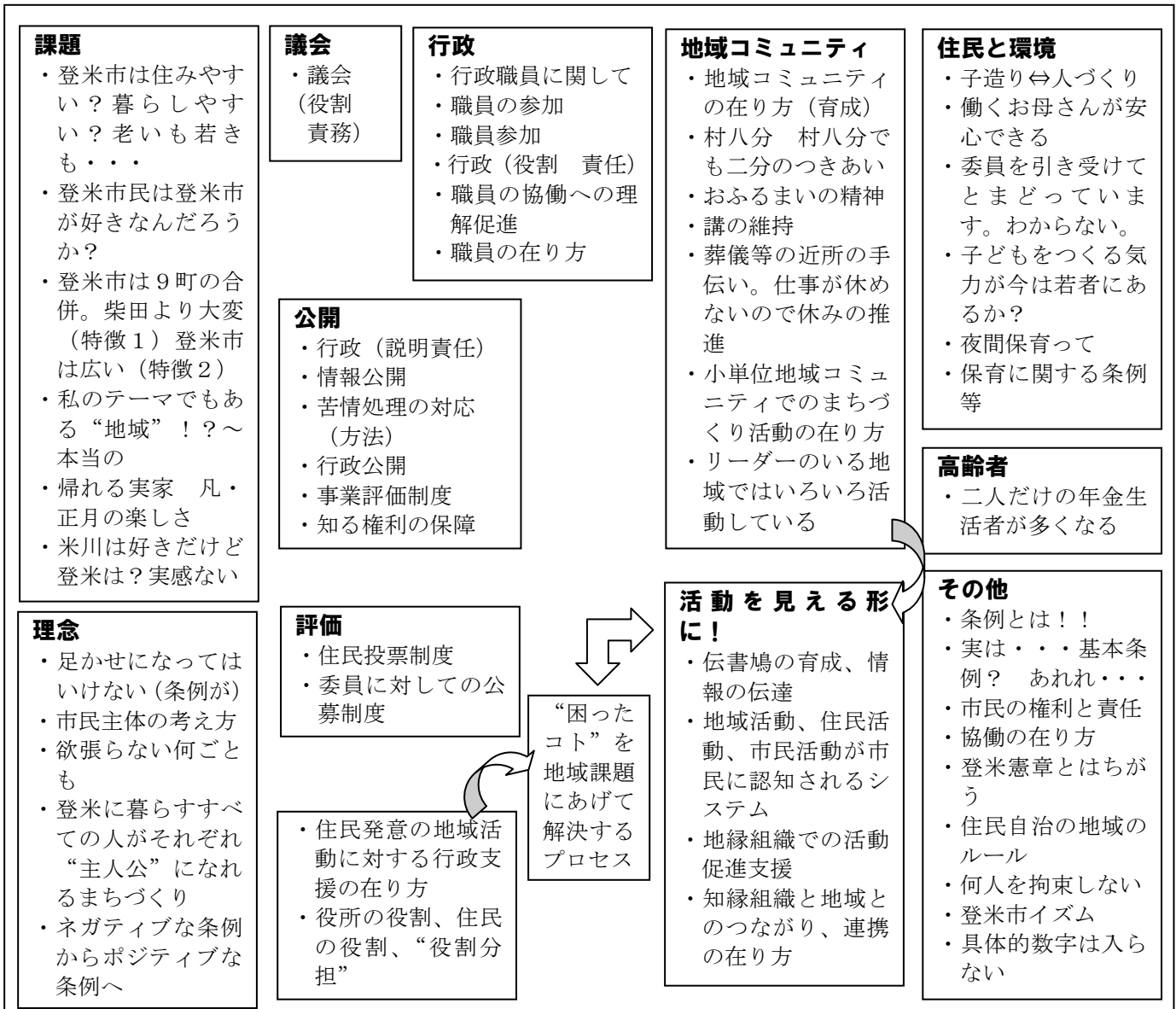
ワークショップ記録 テーマ「まちづくり基本条例に盛り込むべきと思うこと。」

A班（進行：伊藤寿郎副委員長、記録：佐々木恵子委員、米倉啓委員、千葉正宏委員、大森敏雄委員、蓬田恵美子委員）



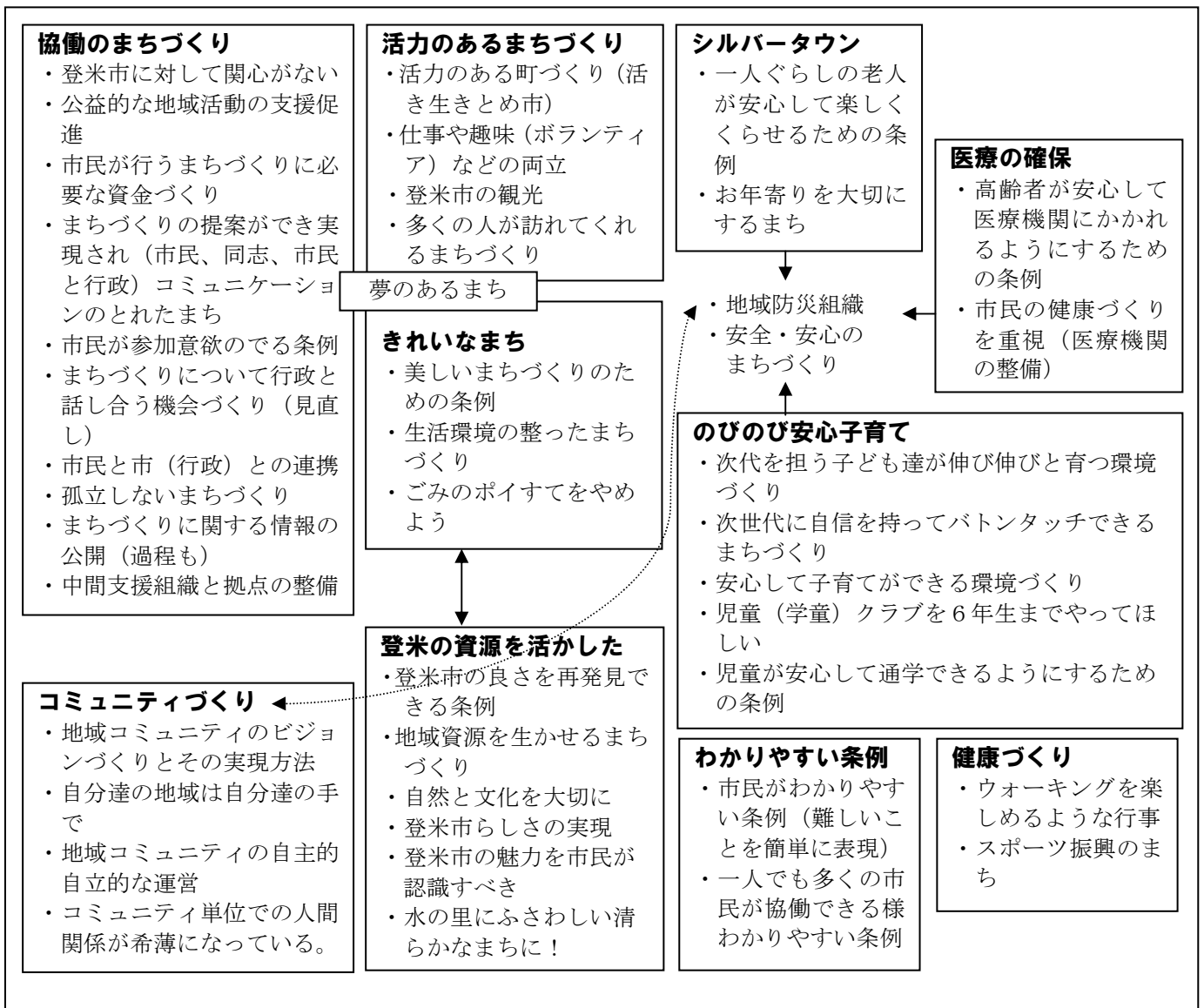
ワークショップ記録 テーマ「まちづくり基本条例に盛り込むべきと思うこと。」

B班（進行：足立千佳子委員、記録：白石弘美委員、及川貢委員、佐々木良子委員、佐藤憲一委員、遊佐正克委員）



ワークショップ記録 テーマ「まちづくり基本条例に盛り込むべきと思うこと。」

C班（進行：三浦智委員、記録：津花美加副委員長、阿部泰彦委員、鈴木みつ子委員、三浦信一委員）



3 (仮称) 登米市まちづくり基本条例の基本的な考え方

**わたしたち市民が自立し、主体となって
元気で過ごせるような制度や仕組みが
「まちづくり基本条例」です。**

まちの目指す姿：市民との協働による登米市の継続的な発展

「うるおい」「活 力」「やすらぎ」「ゆとり」「ふれあい」「協 働」 (「登米市総合計画」より)

こんなまちであつたらいいな ⇒ 心豊かで安心な住みよいまち

「楽しめる」「分かち合える」「助け合える」「愛し合える」「声掛け合える」 (「登米市協働のまちづくり・男女共同参画推進市民会議」提言書より)

～みんなで登米市の「まちづくりの木」を育てましょう～

- 森
- 枝・葉
- 幹
- 土



- 地域力・協働力・市民力による市民主体の多彩な事業（オーダーメイド）の展開：**登米市力**
- まちづくりの制度や仕組み = 市民主体のまちづくりを進める環境づくり：**市民力**
- まちづくりの理念や基本原則 = 市民と市のもつ知識や経験、力の統合：**協働力**
- まちを育てる栄養源 = まちづくりの9本の根（9つのまちの地域資源）：**地域力**

【夢と希望の郷部会】

登米市の「地域」が元気になる将来イメージや具体的な制度・仕組みなどを検討しました。

【明日に華味く登米市部会】

登米市の「産業」が発展するイメージや具体的な制度・仕組みなどを検討しました。

【輝く登米人部会】

登米市の「人」が輝く将来イメージや具体的な制度・仕組みなどを検討しました。

どんなまちにしたい

- ・日本一きれいな美しいまち
- ・誰もが来たくなるまち
- ・健康で生き生き暮らせる笑顔の安心安全のまち
- ・夢と希望とユーモアあふれる郷
- ・あいさつがとびかい声かけあえるふれあいのまち
- ・地域交流が盛んで、一体感を意識できるまち
- ・「祭り」イベントがあるまちづくり
- ・いたわりと助け合い、認め合う郷

- ・登米市の地域資源を生かした産業振興
- ・市民の英知と創造力を結集した産業の創出
- ・地域の人財を生かした伝統技術の継続的發展

- ・人生を豊かにするために生きがいがある安心安全なまち
- ・思いやりがあって助け合いがあるまち

実現するための課題

- ・地域の特色をいかせてない
- ・匠がない
- ・ボランティア活動やコミュニティ活動が活発でない（活動していない）
- ・外部からの支援がない
- ・近隣とのつながりの衰退している

- ・生産者の販売者の情報の共有不足（需要と供給のバランス）
- ・英知や創造力を吸い上げる土壌がない
- ・支援不足
- ・担い手不足、情報発信の手法

- ・充実したコミュニティづくり
- ・地域内共通課題の抽出
- ・地域資源の活用方法

課題解決の方法

- ・オンリーワン制度
- ・ITの活用（情報の活用）
- ・支援制度（中間組織制度等）
- ・文化の伝承（祭りなど）
- ・メディアの活用
- ・地域の歴史・“結”“講”の支援制度（時代に即した“結”“講”）
- ・みつけれない宝さがし（素材さがし）

- ・農商工の連携、産学官の連携
- ・異業種交流、地域連携、制度やしくみの確立
- ・専門の人財育成、専門学校の設置

- ・祭りの充実
- ・おらほの底力—出前班
- ・おらほのビジネス探し

登米市まちづくり基本条例策定委員会では「地域」「産業」「人」の各分科会に分かれワークショップを行いました。ワークショップでは「どんなまちにしたい」かなど3つのテーマを設け、意見を出し合いました。

4 今後のスケジュール

本年度は、登米市のまちづくりに必要な条例の在り方やその意義を検討するために多くの時間を注いできました。まちづくりにとって有効な条例とするためには、より多くの市民の意見や要望をとらえることはもちろんですが、市民の皆さんの十分な理解を得られるよう努力を重ねることが重要です。

これからの本委員会の活動としては、下記の計画に示すとおり「(仮称)登米市まちづくり基本条例」に定めるべき内容について、本格的な議論に入っていくこととなりますが、登米市内においては、まだ、まちづくり基本条例に関する関心が決して高いことから、つくる過程における市民の皆さんの関心と理解、そして機運の高まりに配慮しながら取り組みを進めることが必要と考えます。

このことから、策定にかかわる私たち委員だけではなく、本委員会に参加できない市民の皆さんにも理解をいただき、意見を吸い上げる手法として、会議室から地域に飛び出し協働ミーティングやシンポジウムなどの対話型集会の開催、そしてコミュニティ組織や市民活動団体などの皆さんと話し合いを重ねながら丁寧に条例づくりを進めることが大切です。

本年度の活動成果や検討結果を踏まえ、次年度以降も十分に時間をかけて市民の皆さんと議論を深めながら、登米市まちづくり基本条例策定委員会として提言をとりまとめて行くこととします。

なお、具体的なスケジュールは、次のとおり計画しています。

【平成 22 年度『登米市まちづくり基本条例策定委員会』の活動計画】

■第 5 回全体会 (H22. 3 .23 : 平成 21 年度)

・中間報告のとりまとめの検討 (条例たたき台の作成)

平成 21 年度
平成 22 年度

◆世話役会 (H22. 4 月上旬)

世話役 9 名

中間報告のとりまとめ作業等

◆まとめ
中間報告

■第 6 回全体会 (H22. 4 .14)

・中間報告のとりまとめの成案 (条例たたき台の成案)

次頁に続く

◎市長への提言 (H22.4月下旬)

・『中間報告書』の提出 (庁内協議)

■第7回全体会 (H22.5月中旬)

・地域協働ミーティング (対話集会) の検討

◆対話集会

「市民と共につ
くり育てる条例」
とするために

◆世話役会 (H22.6月上旬)

世話役9名

対話集会の企画・運営について

●市民との対話集会の開催 (H22.7月~10月) 市と協働で…

・地域協働ミーティング (対話集会) の開催 (地区コミュニティ単位)

■第8回全体会 (H22.10月中旬)

・地域協働ミーティング (対話集会) の意見集約・シンポジウムの検討

◆世話役会 (H22.10月下旬)

世話役9名

シンポジウムの企画・運営について

◆市民の意見の
取りまとめ・反映

●市民との対話集会の開催 (H22.11月) 市と協働で…

・まちづくり基本条例シンポジウムの開催

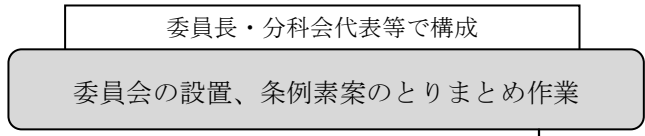
■第9回全体会 (H22.12月中旬)

・提言書『(仮称) 登米市まちづくり基本条例 (素案)』の検討

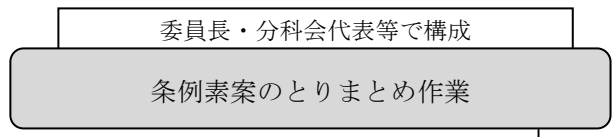
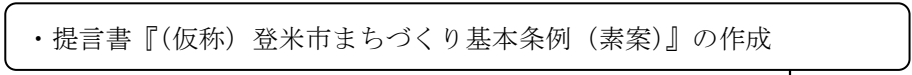
◆条例素案の
取りまとめ

次頁に続く

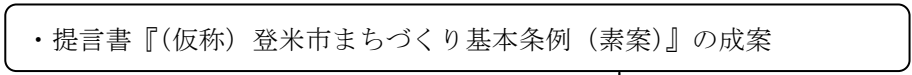
◆提言書検討委員会（H23.1月中旬）



■第10回全体会（H23.2月中旬）



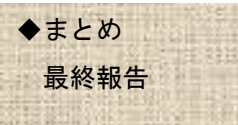
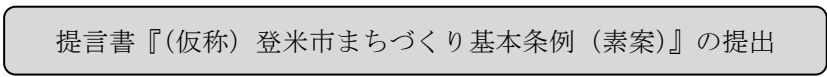
■第11回全体会（H23.3月中旬）



*必要により分科会等を開催



◎市長への提言（H23.4月上旬）



『(仮称) 登米市まちづくり基本条例』 制定目標/3ヶ年工程表…H24.4 施行

年次 主体区分	平成 21 年度 (機運・条例素案たたき台づくり)	平成 22 年度 (条例素案づくり)	平成 23 年度 (制定手続)	平成 24 年度 (条例の施行)
まちづくり 基本条例策定 委員会		まちづくり基本条例策定委員会 条例たたき台 (案)の作成 意見聴取	市長へ 条例素案 の提案	
市民 (市民団体)	まちづくり基本条例を考える会などの市民活動 フォーラム ミーティング等 市民との対話	フォーラム ミーティング等 市民との対話	市民への 周知 フォーラム ミーティング等 市民との対話	フォーラム ミーティング等 市民との対話
議 会		議会改革特別委員会等 説明・意見聴取	パブリックコメント 条例案 の審議 説明・意見聴取	条 例 施 行 H 2 4 年 4 月 ~
執行機関 (市役所)	職員研修会	職員研修会 登米市協働のまちづくり推進本部・幹事会条例作 業部会設置 (法令・行革・財政等の担当者で構成)	職員研修会 条例案 の提案	職員研修会

5 資料編

(1) 登米市まちづくり基本条例策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 分権時代にふさわしい登米市の自治の確立を目指し、市政運営の基本となる(仮称)登米市まちづくり基本条例(以下「条例」という。)について、その素案の作成及び提言を行うため、登米市まちづくり基本条例策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例に係る調査研究
- (2) 条例の素案の作成及び市長への提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 公募により選任される者

3 委員会に、技術的助言を受けるためアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長へ条例素案を提言した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に、副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部市民活動支援課において処理する。

(謝金)

第9条 委員会の委員には、予算の範囲で謝金を支給するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、条例の公布の日に、その効力を失う。

(2) 登米市まちづくり基本条例策定委員会委員名簿

No	区分	氏名	備考
1	学識経験者 (第1号)	あ だち ち か こ 足 立 千 佳 子	
2		あ べ やす ひこ 阿 部 泰 彦	
3		い とう とし ろう 伊 藤 寿 郎	副委員長
4		おい かわ みつぎ 及 川 貢	
5		やま た はる よし 山 田 晴 義	委員長
6	市民活動 団体代表 (第2号)	さ さ き けい こ 佐 々 木 恵 子	
7		さ さ き りょう こ 佐 々 木 良 子	
8		しら いし ひろ み 白 石 弘 美	
9		み うら さとし 三 浦 智	
10		よね くら ひらく 米 倉 啓	
11	公募委員 (第3号)	え び な やす かず 海 老 名 康 和	
12		おお もり とし お 大 森 敏 雄	
13		さ とう けん いち 佐 藤 憲 一	
14		すず き みつ こ 鈴 木 みつ 子	
15		ち ば まさ ひろ 千 葉 正 宏	
16		つ はな み か 津 花 美 加	副委員長
17		み うら しん いち 三 浦 信 一	
18		ゆ さ まさ かつ 遊 佐 正 克	
19		よもぎ た え み こ 蓬 田 恵 美 子	

(3) 「(仮称) 登米市まちづくり基本条例」制定に向けた基本的な考え方 (登米市まちづくり基本条例策定委員会の設置について)

平成 21 年 8 月 26 日市長決裁

市民と共に創り育てる条例と位置付ける「(仮称) 登米市まちづくり基本条例」を制定するためには、条例の策定過程において市民参画を進めることが不可欠である。

市民参画の方法については、多くの自治体で、審議会方式、市民委員会方式などが行われているが、市民参画を深めるためには、意欲をもった市民が参加して、素案の段階から市民が主体的にかかわる方式が望ましいと考えられる。

登米市では、既に総合計画の策定において市民参画を実践していることから、これを基本としながら、さらに発展させ、登米市のまちづくりの基本理念や市政運営の基本となる事項などの検討にふさわしい策定体制を構築する必要がある。

一方、登米市においては、まだ、まちづくり基本条例に関する認識が低いことから、まちづくりの直接的な担い手である職員が市民に率先して認識を深める努力と併せ、策定過程における市民の意識啓発や機運の醸成に配慮しながら取り組みを進めることが重要である。

このことにより、策定にかかわる一部の市民だけではなく、全市的に認識を深めることが必要であることから、策定組織に参加できない市民の意見を吸い上げる手法として、市ホームページ等の利用や協働フォーラム・ミーティングで対話型説明会、地区コミュニティ組織などの各団体との懇談会及び職員研修などを開催しながら丁寧に進める。

1 設置目的

分権時代にふさわしい登米市の自治の確立を目指し、市民参加や協働など市政運営の基本となる事項を定める『(仮称) 登米市まちづくり基本条例』について、その素案の作成及び提言を行うための組織として、登米市まちづくり基本条例策定委員会を設置する。

2 組織

以下の構成により 20 名以内で組織する。

- ・学識経験を有する者 5 名以内
- ・市民活動団体の関係者 5 名以内
- ・公募により選出された市民 10 名以内

* 策定委員会には、委員長を置き委員の互選で選出する。また、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

* 必要により技術的助言を受けるためアドバイザーを選任することができる。

3 所掌事務

- (1) 条例に係る調査研究
- (2) 条例の素案の作成及び市長への提言
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、条例に関し必要な事項

4 委員の任期(予定: H21.10からH23.3まで)

委嘱の日から市長へ条例素案を提言した日までとする。

5 策定委員の構成

まちづくり全般に関することについて協議を行うことになるので、委員構成は年代層や職業、性別等出来るだけバランスの取れたものになるように配慮する。特に、委員全体に占める女性委員の割合は、50 ٪程度を目標とする。

さらに、政策立案段階からの市民参画の保障が必須であることから、これまでの審議会委員等の市の取り組みよりも公募枠を拡大するものとする。

6 運営計画

市民と共に策定作業を進めていく場合、策定委員（市民）が、まず学習を深める時間が必要であり、また、策定にかかわる一部の市民だけではなく、全市的に条例の認識を深め幅広く意見を反映していくことも必要であることから、一定の時間をかけ丁寧な取り組みを行う。

また、委員会には、必要により分科会並びにワーキンググループを設置し、条例素案の立案のための効率的な調査・検討を進める。

年 度	区 分	内 容
平成 21 年度	市民の機運づくり 条例たたき台づくり	全体会 5 回 ワーキンググループ（ワークショップ） 分科会 ほか
平成 22 年度	市民との対話 条例素案づくり	全体会 5 回 協働フォーラム・ミーティングなどの対話型 集会 地区コミュニティを単位とする懇談会 分科会 ほか
平成 23 年度	条例の制定手続	議会への説明、議案上程、公布（平成 24 年 4 月施行）

7 経費（H21 予算）

条例に定める委員以外の基準を適用し、予算の範囲で謝金を支給する。

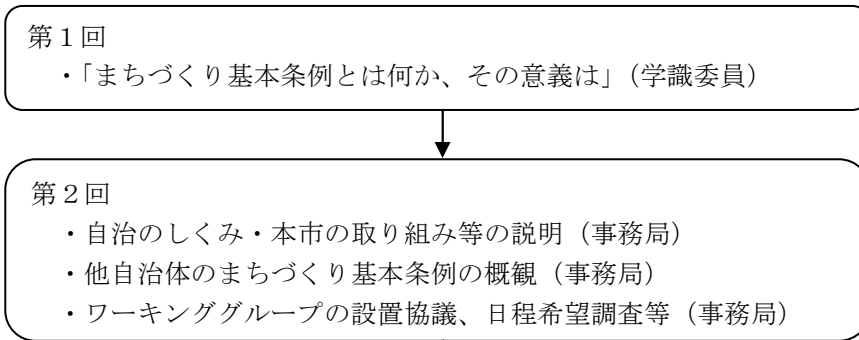
なお、学識経験者枠で大学教授等の職にあるものは、別に宮城県公務研修所の基準を準用し謝金及び旅費を支給する。

8 その他

協働 4 つくり事業（条例づくり・人づくり・計画づくり・市民活動拠点づくり）と同時並行的かつ一体的に事業を実施することにより、事業間における相乗効果が生じ協働のまちづくりの効果的な展開が期待できる。

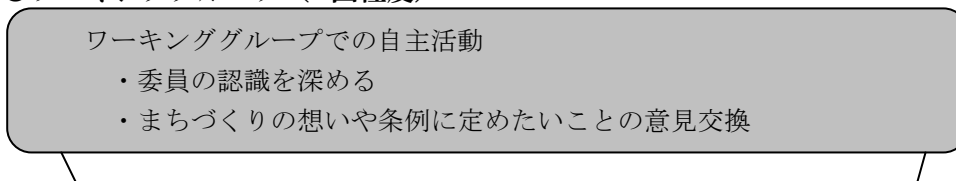
9 登米市まちづくり基本条例策定委員会の運営構想 (H21 年度)

■第1・2回全体会



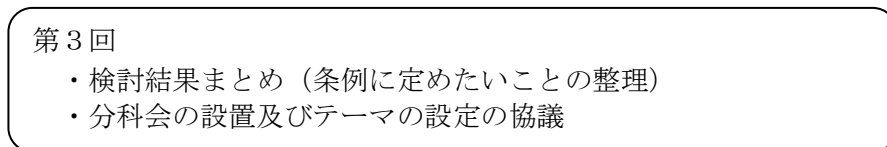
◆導入
前提となる知識
の学習

●ワーキンググループ(2回程度)



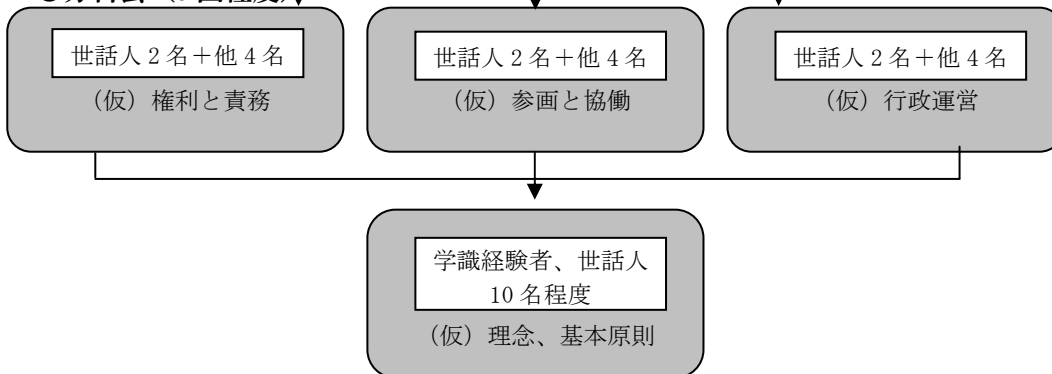
◆お互いの認識
を深める
◆条例に定めた
ことの意味交換、整
理(3項目程度)

■第3回全体会



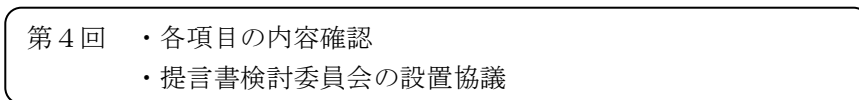
(各グループ6名程度に編成/外部委員を除く)

●分科会(3回程度)

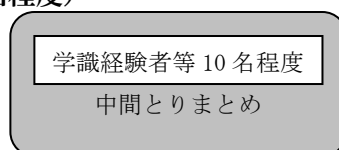


◆条例に定めた
内容の意味交換

■第4回全体会

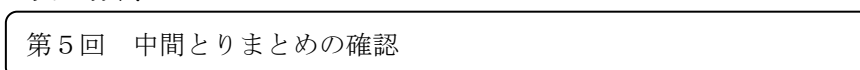


●提言書検討委員会(2回程度)



◆条例各項目の
原案(たたき台)
の作成

■第5回全体会



◆まとめ
中間報告

(4) 委員会の活動経過 (全体会議会議録)

会 議 録 (第 1 回)

会議の名称	第1回 登米市まちづくり基本条例 策定委員会
開催日時	平成21年11月6日(金) 午後7時00分開会 午後9時15分閉会
開催場所	登米市役所 迫庁舎 大会議室
議長(委員長)の氏名	山田 晴義 委員長
出席者(委員)の氏名	津花 美加 副委員長、足立 千佳子 委員、阿部 泰彦 委員、及川 貢 委員、佐々木 恵子 委員、佐々木 良子 委員、白石 弘美 委員、三浦 智 委員、米倉 啓 委員、海老名 康和 委員、大森 敏雄 委員、佐藤 憲一 委員、鈴木 みつ子 委員、千葉 正宏 委員、三浦 信一 委員、遊佐 正克 委員、蓬田 恵美子 委員
欠席者(委員)の氏名	伊藤寿郎 委員
事務局職員職氏名	布施市長、佐藤企画部長 市民活動支援課：高橋課長、大柳補佐、高橋主査
議題	報告 (1) 登米市まちづくり基本条例策定委員会設置について (2) 登米市協働のまちづくり推進プランについて 研修 テーマ「登米市まちづくり基本条例策定委員会のスタートに当たって」 山田 晴義 委員 (宮城大学 前副学長) 議事 (1) 委員長・副委員長の選出(設置要綱第5条)について (2) 策定委員会の今後の進め方について (3) その他
会議結果及び経過	1 開 会 進行：大柳補佐 2 委 嘱 状 交 付 布施市長 (全委員へ委嘱状交付) 3 開会あいさつ 布施市長 (委員並びに企画部長、市民活動支援課職員自己紹介) 4 報 告 (配付資料の確認後、報告事項の説明を行う。) (1) 登米市まちづくり基本条例策定委員会設置について 説明：高橋課長 (2) 登米市協働のまちづくり推進プランについて 説明：大柳補佐 ～一括報告・説明後、総括質疑～ 5 研 修 「登米市まちづくり基本条例策定委員会のスタートに当たって」 山田 晴義 委員 (宮城大学前副学長) ～終了後、所用により市長、部長退席(部長あいさつ)～ (次頁に続く)

～～ 休憩 ～～

6 議 事

座長：高橋課長（第1回目の会議に付き、役員が選出されるまで暫定的に座長を務める旨の了承を得る。）

(1) 委員長・副委員長の選出（設置要綱第5条）について

（策定委員会設置要綱により、委員長、副委員長選出の説明を行う。）

〔高橋座長〕本来であれば臨時議長を選出し会長の選出を行うのが会議ルールであるが、今回は座長が進めることの了承を得て、設置要綱第5条により、委員長の選出方法について意見を求めた。

〔佐藤委員〕是非したいという委員はないか。

〔遊佐委員〕事務局案はないか。

〔高橋座長〕事務局案の提案を受けることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

〔事務局〕事務局案として山田先生の委員長選出をお願いします。

〔高橋座長〕事務局案により山田委員を選出することでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

〔高橋座長〕異議なしと認めます。それでは山田委員が委員長に選出されました。委員長が選出されましたので、ここからは山田先生が議長となり進めていただきたいと思います。

～委員長があいさつを行い議長に就任～

〔山田委員長〕それでは副委員長の選出についていかがいたしましょうか。これも互選になっていますでしょうか。

〔事務局〕要綱上は委員長の指名ということになっています。

〔山田委員長〕これまで市民会議で検討されてきた伊藤委員さんが良いと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声）

〔阿部委員〕伊藤委員さんが副委員長でももちろん良いのですが、女性の方も良いなあと思ったのですがいかがでしょうか。副委員長は一人なのですか。

〔事務局〕要綱上は人数の指定はありません。皆さんの合意の中で2名必要ということであればそれでも良い。

〔山田副委員長〕女性の副委員長さんについては皆さんのほうからご意見をお願いします。

〔大森委員〕足立委員を推薦します。

〔足立委員〕市民会議の中から津花委員さんが良いのではないのでしょうか。

〔山田委員長〕では副委員長を伊藤委員さんと、津花委員さんをお願いしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

～津花副委員長が就任のあいさつを行う～

(2) 策定委員会の今後の進め方について

〔山田委員長〕それでは残りの議題を進めたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。
（次頁に続く）

<p>会議結果及び経過</p>	<p>(配布資料 8 ページにより説明を行う。)</p> <p>[山田委員長] 説明が終わりました。今日は時間があまりないが、ご意見等があればご発言願います。</p> <p>[佐藤委員] 協働の定義付けとか、いろいろな専門用語が使われている。各委員の共通理解を得るための解説書が必要ではないか。</p> <p>[山田委員長] 今、県の方でも市民活動促進計画というのを見直しているんですが、NPOのとらえ方についても 10 年前と大分変わってきていますので、そういった意味では、基本的なキーワードを整理していくことは必要だと思います。次回までと言うわけにはいかないかもしれませんが、準備をしておくことも必要だと思います。これ以外の意見ございませんか。</p> <p>[足立委員] せっかく 19 名の委員が集まったのですから、次回からはもっとみんなが仲良くなれるような会議の持ち方であったら良いなあと思います。</p> <p>[山田委員長] 次回あたりからは事務局が工夫されることと思います。事務局後は何かありますか。</p> <p>～ 協働のまちづくりフォーラム 2009 について案内を行う。～ ～ 第 2 回の策定委員会を 11 月下旬に開催したい旨伝える。～ ～ 次回以降、夜間の開催でよいか確認をお願いする。～</p> <p>[山田委員長] では、以上を持ちまして第 1 回策定委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。</p> <p>5 閉会あいさつ 津花副委員長よりあいさつ</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 1 … 登米市まちづくり基本条例策定委員会設置要綱 (H21.9.1 施行) ・ 資料 2 … 協働のまちづくり推進プラン ・ 資料 3 … 登米市まちづくり基本条例策定委員会の運営構想(案) ほか ・ 資料 4 … 「登米市まちづくり基本条例策定委員会のスタートに当たって」 (別冊/研修資料) ・ 参考資料… 他自治体のまちづくり基本条例(自治基本条例)の概要ほか ・ 当日資料… 協働のまちづくりフォーラム 2009 チラシ 登米市協働のまちづくり推進条例等に関する提言書
<p>発言者</p>	<p>会議結果及び経過のとおり</p>

会 議 録 (第 2 回)

会議の名称	第2回 登米市まちづくり基本条例 策定委員会
開催日時	平成21年11月25日(水) 午後7時00分開会 午後9時30分閉会
開催場所	登米市役所 迫庁舎 大会議室
議長(委員長)の氏名	山田 晴義 委員長
出席者(委員)の氏名	伊藤寿郎 副委員長、津花 美加 副委員長、足立 千佳子 委員、阿部 泰彦 委員、及川 貢 委員、佐々木 恵子 委員、佐々木 良子 委員、白石 弘美 委員、三浦 智 委員、米倉 啓 委員、大森 敏雄 委員、佐藤 憲一 委員、鈴木 みつ子 委員、千葉 正宏 委員、三浦 信一 委員、遊佐 正克 委員、蓬田 恵美子 委員
欠席者(委員)の氏名	海老名 康和 委員
事務局職員職氏名	市民活動支援課：大柳補佐、高橋主査
議題	協議 (1) まちづくり基本条例の制定に向けた基本的な考え方 (2) 今後の委員会の進め方及びワーキンググループの設置について
会議結果及び経過	<p>1 開 会 進行：大柳補佐</p> <p>2 あいさつ 山田委員長</p> <p>3 協 議 (配付資料の確認後、資料の説明を行う。)</p> <p>(1) まちづくり基本条例の制定に向けた基本的な考え方 資料1、資料2により説明：大柳補佐</p> <p>(2) 今後の委員会の進め方及びワーキンググループの設置について</p> <p>◇ワーキンググループの設置とワークショップの実施 資料4により説明：高橋主査</p> <p>～ワークショップの手順説明後、各グループに別れ実施～</p> <p>○テーマ「まちづくり基本条例に盛り込むべきと思うこと。」</p> <p>Aグループ：伊藤寿郎 副委員長(進行)、佐々木 恵子 委員(記録)、米倉 啓 委員、大森 敏雄 委員、千葉 正宏 委員、蓬田 恵美子 委員</p> <p>Bグループ：足立 千佳子 委員(進行)、白石 弘美 委員(記録)、及川 貢 委員、佐々木 良子 委員、佐藤 憲一 委員、遊佐 正克 委員、</p> <p>Cグループ：三浦 智 委員(進行)、津花 美加 副委員長(記録)、阿部 泰彦 委員、鈴木 みつ子 委員、三浦 信一 委員、</p> <p>○結果 ～別紙、ワークショップ記録のとおり～</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

<p>会議結果及び経過</p>	<p>◇今後の委員会の進め方 資料4により説明：高橋主査 ～ワーキンググループの開催について副委員長が座長となり進行～ アンケート調査資料より説明：大柳補佐</p> <p>○結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回登米市まちづくり基本条例策定委員会について、12月21日（月）午後7時からの開催で決定された。 ・ワーキンググループの活動世話役の設置が承認され、世話役の選出については副委員長に一任された。 ・ワーキンググループ自主活動について、12月10日（木）午後7時からの開催で決定された。 ・世話役の打合せ会をワーキンググループ自主活動の前に開催することが承認され、日程については副委員長に一任された。 <p>事務連絡 ○別添アンケート調査票について、後日FAX等で提出いただくよう依頼した。</p> <p>4 閉会あいさつ 津花副委員長よりあいさつ</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次第、委員名簿 ・資料1…（仮称）登米市まちづくり基本条例策定に向けた基本的な考え方 ・資料2…協働4づくり事業説明資料 ・資料3…「登米市まちづくり基本条例策定委員会」の運営構想(案) ・資料4…ワーキンググループの設置と進め方（案） ・参考資料…第1回会議録 <ul style="list-style-type: none"> …まちづくり基本条例アンケート調査 …協働まちづくり関連用語集（ver1：未定稿） …登米市協働のまちづくりフォーラム2009 …山田委員長基調講演資料
<p>発言者</p>	<p>(2) 今後の委員会の進め方及びワーキンググループの設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員要望 ワークショップでの結果について、各グループからの発表の時間を持てないか。 ・事務局回答 ワークショップグループ内での意見交換を十分にさせていただきたいということでグループ発表を省略しようとしたが、委員要望のとおり各グループからの発表の時間を設けたい。 ・委員意見 市民の意見を取り入れたまちづくり基本条例を目標としているので、素案を作って市民への説明を行っていくのではなく、素案の段階から市民の意見や考え方を吸収する機会を設けた方が良いのではないか。 <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

<p>発言者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局回答 条文の素案ができてから市民への説明会を行っていくということではなく、子育てであるとか若者が定住するであるとか、大きいカテゴリーで何を条例の中に定めていくかといった事を素案とイメージしている。条例策定委員会として、市民との意見交換の題材ができれば、できるだけ早い時期に状況判断をしながら先取りをして進めていくという方向も検討させていただきたい。 ・委員質問 タイムスケジュールを見ると、年度内8回の会議と理解して良いか。また分科会は3つに分けているがこのワーキンググループをまた組みなおすのか。 ・事務局回答 ここに示したのはあくまでも進め方のモデル。話合いの進み具合によって会議回数も柔軟性を持って対応していく必要があると思っている。 ワーキンググループと分科会の違いについて、ワーキンググループは条例に盛り込みたいこと等、委員さんが持っているイメージをどんどん出していただく場。その中からテーマを見つけた段階で分科会に移行していきたいということで理解いただきたい。 したがって分科会もこの分類とは限らないし、テーマも今後の話し合いの中で確定させていただきたい。 ・委員質問 資料3によると12月21日の第3回全体会の前にワーキンググループを2回程度開催することになっているが、アンケート調査票にある6日間の中で2回持つイメージなのか。 ・事務局回答 世話役の中である程度テーマの整理等の会議も必要となってくると思う。それを含めて2回のワーキンググループ自主活動をイメージしている。
------------	---

会 議 録 (第 3 回)

<p>会議の名称</p>	<p>第3回 登米市まちづくり基本条例 策定委員会</p>
<p>開催日時</p>	<p>平成 21 年 12 月 21 日(月) 午後 7 時 00 分開会 午後 9 時 15 分開会</p>
<p>開催場所</p>	<p>登米市役所 迫庁舎 大会議室</p>
<p>議長（委員長）の氏名</p>	<p>山田 晴義 委員長</p>
<p>出席者（委員）の氏名</p>	<p>伊藤寿郎 副委員長、津花 美加 副委員長、足立 千佳子 委員、阿部 泰彦 委員、及川 貢 委員、佐々木 恵子 委員、佐々木 良子 委員、白石 弘美 委員、大森 敏雄 委員、佐藤 憲一 委員、鈴木 みつ子 委員、三浦 信一 委員、遊佐 正克 委員、蓬田 恵美子 委員</p>
<p>欠席者（委員）の氏名</p>	<p>海老名 康和 委員、三浦 智 委員、米倉 啓 委員、千葉 正宏 委員、</p>

事務局職員職氏名	市民活動支援課：大柳補佐、高橋主査
議題	<p>協議</p> <p>(1) まちづくり基本条例・自治基本条例の概観</p> <p>(2) 分科会の設置及びテーマの設定について</p>
会議結果及び経過	<p>1 開 会 進行：大柳補佐</p> <p>2 あいさつ 山田委員長</p> <p>3 協 議 (配付資料の確認後、資料の説明を行う。)</p> <p>(1) まちづくり基本条例・自治基本条例の概観 資料1により説明：大柳補佐</p> <p>(2) 分科会の設置及びテーマの設定について</p> <p>◇分科会検討テーマの設定のためのグループワークの実施 資料2により説明：高橋主査</p> <p>「条例に盛り込みたいこと一覧表」を次の区分により分類 A：条例の具体的条文となる意見 B：条例によってかなえたい課題や具体的事業に関する意見 C：その他意見</p> <p>～グループワークの手順説明後、各グループに別れ実施～</p> <p>Aグループ：足立 千佳子 委員、阿部 泰彦 委員、鈴木 みつ子 委員、 佐々木 恵子 委員、佐藤 憲一 委員、蓬田 恵美子 委員</p> <p>Bグループ：山田 晴義 委員長、伊藤 寿郎 副委員長、 津花 美加 副委員長、白石 弘美 委員、</p> <p>Cグループ：及川 貢 委員、遊佐 正克 委員、大森 敏雄 委員、 三浦 信一 委員、佐々木 良子 委員、</p> <p>○結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A～Bの分類結果等は別紙グループワーク記録のとおり。 ・ テーマ設定までには至らず次回へ持ち越しとなった。
会議結果及び経過	<p>◇今後の委員会の進め方</p> <p>～分科会の設置及びワーキンググループの開催について委員長が座長となり進行～</p> <p>○結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回登米市まちづくり基本条例策定委員会について、1月27日（水）午後7時からの開催で決定された。 ・ ワーキンググループ自主活動について、1月21日（木）午後6時30分からの開催で決定された。 ・ ワーキンググループ自主活動の内容は、条例に盛り込みたい意見をカード化し、このカードを基にワークショップでグループ化し、分科会テーマが見えるところまで作業を進めることとした。 <p>事務連絡</p> <p>○別添アンケート調査票（2回目）については、分科会テーマが決まらなかったため配付のみとした。 (次頁に続く)</p>

	4 閉会あいさつ 津花副委員長よりあいさつ
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第、委員名簿 ・ 資料1…まちづくり基本条例・自治基本条例の概観 ・ 資料2…分科会の設置及びテーマの設定について（案） ・ 参考資料…第2回会議録 <ul style="list-style-type: none"> …「条例に盛り込みたいこと」一覧表 …分科会の構成イメージについて（案） …まちづくり基本条例アンケート調査 (1回目取りまとめ結果) …まちづくり基本条例アンケート調査（2回目）
発言者	特になし

会 議 録（第4回）

会議の名称	第4回 登米市まちづくり基本条例 策定委員会
開催日時	平成22年1月27日(水) 午後7時00分開会 午後9時30分閉会
開催場所	迫公民館 研修室
議長（委員長）の氏名	山田 晴義 委員長
出席者（委員）の氏名	伊藤寿郎 副委員長、津花 美加 副委員長、足立 千佳子 委員、阿部 泰彦 委員、及川 貢 委員、佐々木 恵子 委員、佐々木 良子 委員、白石 弘美 委員、三浦 智 委員、米倉 啓 委員、海老名 康和 委員、大森 敏雄 委員、佐藤 憲一 委員、鈴木 みつ子 委員、三浦 信一 委員、遊佐 正克 委員、蓬田 恵美子 委員
欠席者（委員）の氏名	千葉 正宏 委員、
事務局職員職氏名	市民活動支援課：大柳補佐、高橋主査
議題	協議 (1) 今後の登米市まちづくり基本条例策定委員会の運営について (2) ワーキンググループでのグルーピングをもとにした分科会テーマ設定について
会議結果及び経過	<p>1 開 会 進行：大柳補佐</p> <p>2 あいさつ 山田委員長</p> <p>3 協 議 (配付資料の確認後、資料の説明を行う。)</p> <p>(1) 今後の登米市まちづくり基本条例策定委員会の運営について 資料1、2により説明：大柳補佐</p> <p>○結果</p> <p>・ 第5回登米市まちづくり基本条例策定委員会について、（次頁に続く）</p>

	<p>3月23日（火）午後6時30分からの開催で決定された。 ・テーマ毎の分科会について2月中に2回開催することとした。</p> <p>(2) ワーキンググループでのグルーピングをもとにした分科会テーマ設定について 資料3により説明：高橋主査</p> <p>◇資料説明後、伊藤副委員長が座長となり、各委員に前回のワークショップの感想を求めた。次に、前回のワーキンググループでのグルーピング結果をもとに分科会構成の私案を説明した。 (私案内容) ・登米市を1本の木（とめの木）としてイメージした。みんなの根、みんなの幹部分は世話役会で検討し、みんなの枝葉部分を人・地域・産業の3分科会で検討してはどうか。</p> <p>～途中10分間休憩し、継続して分科会設置の協議を行った。</p> <p>○結果 ・登米市を3本の木（人・地域・産業）としてイメージし分科会を設置する。</p>
<p>会議結果及び経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの部会から思いや志を集めて、条例の骨子とする。 ・それぞれの木の幹や根っこにあたる理念・目標・権利の部分は世話役会と事務局が担当し検討にあたる。 ・分科会は同じ日に開催し、それぞれの分科会の情報共有や連携に配慮する。 ・分科会（ワーキンググループ）については自主開催とする。 ・各委員の分科会の振分はアンケート希望をもとに案を作成し、次回決定する。 ・次回分科会（ワーキンググループ）の日程は後日事務局より通知する。 <p>事務連絡 ○別添アンケート調査票について説明し、記入後に返送を依頼した。</p> <p>4 閉会あいさつ 津花副委員長よりあいさつ</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次第、委員名簿 ・資料1…平成21～22年度『登米市まちづくり基本条例策定委員会』の運営（実績/予定） ・資料2…（仮称）まちづくり基本条例制定体制 ・資料3…第2回ワーキンググループ ワークショップ記録 …政策公約集 …第3回登米市まちづくり基本条例策定委員会会議録 …（仮称）登米市協働のまちづくり地域交付金（案）
<p>発言者</p>	<p>特になし</p>

会 議 録 (第 5 回)

会議の名称	第5回 登米市まちづくり基本条例 策定委員会
開催日時	平成 22 年 3 月 23 日(火) 午後 7 時 00 分開会 午後 9 時 00 分閉会
開催場所	迫公民館 軽運動場
議長（委員長）の氏名	山田 晴義 委員長
出席者（委員）の氏名	伊藤寿郎 副委員長、津花 美加 副委員長、足立 千佳子 委員、阿部 泰彦 委員、及川 貢 委員、白石 弘美 委員、三浦 智 委員、米倉 啓 委員、大森 敏雄 委員、佐藤 憲一 委員、鈴木 みつ子 委員、千葉 正宏 委員、三浦 信一 委員、遊佐 正克 委員、蓬田 恵美子 委員
欠席者（委員）の氏名	佐々木 恵子 委員、佐々木 良子 委員、海老名 康和 委員、
事務局職員職氏名	市民活動支援課：高橋課長、大柳補佐、高橋主査、千葉主査
議題	協議 (1) 平成 21 年度 検討結果の取りまとめについて (条例たたき台を含む中間報告書の作成) (2) 平成 22 年度 活動計画（案）について (3) その他
会議結果及び経過	<p>1 開 会 進行：大柳補佐</p> <p>2 あいさつ 山田委員長</p> <p>3 協 議 (配付資料の確認後、資料の説明を行う。)</p> <p>(1) 平成 21 年度 検討結果の取りまとめについて (条例たたき台を含む中間報告書の作成) 資料 1 により説明：大柳補佐</p> <p>○結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の内容について提案資料のとおり了承された。 ・ 中間報告書中、 <ol style="list-style-type: none"> 2 登米市まちづくり基本条例策定委員会の基本的な考え方 4 (仮称) 登米市まちづくり基本条例の基本的な考え方 について、分科会毎グループワークで検討することとした。 <p>(2) 平成 22 年度 活動計画（案）について 資料 2 により説明：大柳補佐</p> <p>○結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度の活動計画について提案資料のとおり了承された。 ・ 地域協働ミーティング（対話集会）において、策定委員が市民に説明する内容については、中間報告書を取りまとめていく中で検討していくこととされた。 <p>◇休憩後、分科会毎にグループワークを行った。</p> <p>～グループワーク結果については別紙のとおりであり、各グループリーダーにより発表が行われた。～</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

<p>会議結果及び経過</p>	<p>(2) その他</p> <p style="text-align: right;">説明：大柳補佐</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回、第6回策定委員会について4月14日（水）に開催予定とした。 ・策定委員会前の4月5日（木）に世話役会を開催することとした。 <p>4 閉会あいさつ 津花副委員長よりあいさつ</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次第、委員名簿 ・資料1…平成21年度 検討結果の取りまとめについて（条例たたき台を含む中間報告書の作成） ・資料2…平成22年度 活動計画（案）について
<p>発言者</p>	<p>(2) 平成22年度 活動計画（案）について</p> <p>委員) 市民との対話集会について、コミュニティ単位とはどれぐらいの単位か。</p> <p>事務局) 小学校区の範囲をイメージしている。コミュニティ推進組織が25あり、基本的にはその単位を対象としたい。</p> <p>委員) 25箇所だと一ヶ月に4箇所位で開催する事になる。開催時間は昼か夜か。昼間に開催すれば予想参加者は60歳以上、夜間であれば40歳代から50歳代の参加者も見込める。</p> <p>事務局) できるだけ参加者を集める工夫はしていきたい。開催時刻の設定については会場毎にいろいろなバリエーションがあってもよいのではないかと考える。</p> <p>委員) 7月から10月に行う対話集会で話し合う内容は中間報告なのか。</p> <p>事務局) 今考えているのは、これから話し合っていたくタタキ台の部分をもって対話集会に臨みたいと考えている。なぜ条例が必要なのか、作るとすればどのような条例が良いのか、意見を出して欲しいといってもなかなか引き出せないの、一定のタタキ台が必要。例えば「登米市のまちづくりをする時の基本ルールとしてこのようなものは必要ですよ。」とか、第何章の何条ということではなくて、おおまかな部分での情報提供を行って、これを突破口としていろいろな意見を引き出して行きたい。</p> <p>委員) いままでワークショップ等で話し合ってきたが、委員の中でも共通認識が図れているとは思えない。また、自分自身においても住民の前で説明をする自信はない。</p> <p>委員長) 今後ご議論いただいて中間報告をまとめますので、それをもとに地域に入ってきていただいてお話しをするということですから、一応の皆さんの共通認識ができてから地域に入っていくという事です。</p> <p>事務局) 7月までの間、機会を見つけて共通認識を図る取り組みをしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

	<p>委員) 会議の当初から条文を作ることが頭にあった。提案なのですが、基本条例を作る共通の教科書を委員全員で一度読んでみると良いのではないのでしょうか。</p> <p>委員長) 他の自治体のまちづくり基本条例をいくつか見たが、良い条例というのはそのまちをふまえて、まちをどうしていくかということがきちんと述べられているもののほうが良い条例。型どおりのものだと何度読んでも訴えるものは感じない。そういった意味では条例条文を見るというよりは、このまちをどうしたいかということがしっかりと形作られれば、それを条文にすれば良い訳で、今年度はむしろこのまちをどういうふうにしたいかということを整理すれば良いのではないのでしょうか。</p> <p>委員) 協働のまちづくりについて、登米市の職員自体が重要性や今後の世の中の動向を理解していないのではないか。そういった方々に理解していただくためにもタウンミーティングに参加してもらったら良いのではないか。</p> <p>委員長) 全職員に理解してもらう場も必要と思います。事務局には是非検討していただきたいと思います。</p> <p>事務局) これまで全職員を対象に条例づくりの研修会を開催していますが、確かに関心が無い職員も多くいます。これからは職員も地域住民の一員としてかかわっていくが重要と考えますので、そのあたりの対応も検討いたします。</p>
--	---

委員の意見集約
まちづくり基本条例アンケートとりまとめ（提出分）

まちづくり基本条例の必要性や意義に関すること。

登米市の“こころざし”を明確に！。市民が理解し“まちづくり”に一人でも多くの市民が参加でき、よい結果を出していく。市民一人一人が大きな夢を描けるようになるためにまちづくり基本条例は大きな役割だと思います。

1. 市民は基本条例の意味を知っているか。
 2. 市民は基本条例を必要としているか。
 3. 地域説明会でどの程度理解できるか。
 4. 登米市のまちづくり（登米市）と合併前のまちづくり（東和町）と小学校区単位のまちづくり（米川地域振興会）がある。
- 1～4それでもやるという必要性の説明責任。私の懸念はここにあります。登米市は広い！！

安心安全で楽しく、しかも夢と希望をもってくらすことができるまちにするために、まちづくり基本条例が必要になってくると考えます。

市民が協働の意識をもつためにも必要

- ・合併して何も良いことがないとぼやいている人達にメリットもあることを知ってもらう。
- ・住み良い町作り・住みたい町作り

人として登米市民として、何事にも前向きな考え方を持てる、その為の指針となるものが必要であり、またそれを多くの方々に理解して頂けるものを作りたいと思います。

- ・登米市総合計画を基本として「協働のまちづくり」を推進するため市民と市行政一体となって登米市の発展をめざすものとする。
- ・難しくなくわかりやすい表現を用いた条例にする
- ・自治体の「仕組みの基本ルール」を明確に定め、それぞれが分担して責任と役割を担い市民参加型の協働のまちづくりを進めるためにも基本条例は必要不可欠である。

まちづくり基本条例に定める事項に関すること。

- ・自然との共生
- ・自然の有効活用
- ・安心安全健康
- ・協働

1. 条例そのものの定義に関する意見交換と相互理解。
2. 条例は人を縛るものという、他の条例との違いの理解。
3. 条例によって登米市は良くなるという具体的イメージの討議が必要。
4. 条例の対象となるキーワードの選考（KJ法のカードの種類）。
5. キーワードをいかに明文化するか。

- ・医療の確保、（医師不足の解決）
- ・安心安全な児童の遊び場や通学の確保
- ・美しいまちづくり
- ・まちの活性化
- ・働く場の確保
- ・福祉の充実

まちづくり基本条例に定める事項に関すること。（つづき）

- ・地域間の交流
- ・行政との連携
- ・幼稚園小中学校との連携
- ・地域づくり団体の交流

- ・各集落に根づいてきた結の心を若い人につないでいく。
- ・市の施設や機具類の貸出しについて（利用しやすい様に）

登米市総合計画にある6つの方向性を重視しながら（あれが基本だと思うので）話し合いを重ねていく中でくみたてていけばいいと思います。

- ・市政運営の方向性、将来ビジョン
- ・生活権、市政への参加権、情報公開請求権等などへの市民の権利について

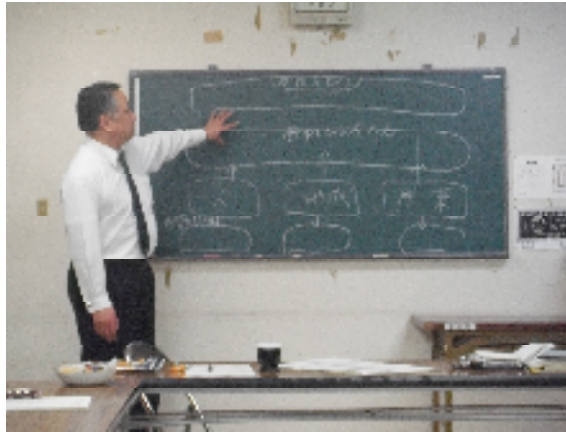
<ul style="list-style-type: none"> ・行政（首長、議会、職員）の義務と責務 ・市民の責務 ・住民参加の手續、仕組み ・住民投票の仕組み ・協働のまちづくりへの仕組み、手續 ・他の施行施策 ・他の条例（国・県条例）との関係について ・改正 ・見直しの事項について ・etc
その他テーマのご提案。
<p>市民満足度向上。市民意欲向上。こんな登米市なら交流人口が拡大し、移住者が増え、子ども達が大きな夢を描けるまちづくりができる。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. そもそも現在の登米市のシステムを良く理解しているか。（キーワードに対しての行政の対応方法）（望むべき姿と現実） 2. 地区説明会の後、住民ニーズの吸い上げ方法の具体化。
<ul style="list-style-type: none"> ・いまさらと思いますが、もう一度原点に戻り？振り返り、「なぜ、協働が必要なのか？」「なぜ、条例化が必要なのか？」「なぜ、男女共同参画か？」も考えてみるのも必要と、前回の集まりの時、他のグループをみても感じました。〔個人差がありすぎる（この集まりに温度差というか、そのもの）〕 ・現実的に多くの問題がありますが、情報公開の場をもっと広く、多く進めることで市民は市政に関する理解を深めるのでは？と思い、「権利・役割・責務」「情報の共有」などについて。「NPOについて」
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意識、気づきを目覚めさせるというか、かえるというか、そういうふうな事をテーマにしてはどうでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・9町が皆同じで良いのか？・農家の収入が増えれば地元の商店が元気になる？！・子どもの時からボランティア
その他テーマのご提案。（つづき）
<p>登米市独自でも生きていける地域づくりを目指したいと思います。（経済・産業その他すべてにおいて）</p>
<p>○登米市民みんなが「登米市に住んで良かった」と感ずるまちの創造を目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と文化を大切に、活力に満ちあふれるまちづくり ・市民みんなが健康で笑顔輝く夢のあるまちづくり ・市民と行政がよく連携のとれた力と心を合わせたまちづくり ・情報公開と情報共有による住民主体のまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約で保護されている伊豆沼に当市が接していたり、大崎の蕪栗沼が近くに位置していたり、また、平筒沼に自然ブナ林が存在したりと貴重な自然財産がいっぱいの登米市では、地域エリアの為に環境保護条例を作り、登米市型環境自然保護条例を施行して行く事も必要に思われる。 ・登米市地球温暖化防止条例もCO2削減の意味から、将来に向けたまちづくりには必要かつ大事な条例である。（農業・林業から排出されるCO2削減の意味を含めても）各国が温暖化防止を問題提起している以上、登米市であっても条例案に組み込んで行くべきと思われる。 ・合併の弊害に各町域の伝統文化・資料が失われている。この事は旧九町村、すべてにいえる事であるが、行政資料を含め歴史的資料、言い伝え、文化的風俗・伝統行事が近い将来消えて行くだろう、このことは市民にとっても県民にとっても大変な損失に思われるので、保護の意味から条例が必要に思われる。



〔全体会の様子〕



〔委員の自主活動:分科会の様子〕



〔委員の自主活動:世話役会の様子〕



〔委員の自主活動:世話役会の様子〕

平成21年度 登米市まちづくり基本条例策定委員会活動報告書

(中間報告)

平成22年4月

登米市まちづくり基本条例策定委員会

事務局 登米市企画部市民活動支援課

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話 0220-22-2173

FAX 0220-22-9164

ホームページアドレス <http://www.city.tome.miyagi.jp/>

電子メールアドレス shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp